変神・炎路大震災 平成七年政令第二十九号

目次の時間で及び第九条から第十一条までの規定に基づき、この政令を制定する。から第四項まで及び第九条から第十一条までの規定に基づき、この政令を制定する。第八条第二項(東第十一号)第三条第一項、第四条第一項から第四項まで、第六条、第七条第二項、第八条第二項、時間は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令を対し、反対を対象ので、

一章 総則 (第一条)

『二章 所得税法等の特例(第二条―第十四条の二)

三章 法人税法等の特例(第十五条—第二十一条の五

等近章 电话总法) 手引(等二十三条)第四章 相続税法等の特例(第二十二条)

第五章 地価税法の特例 (第二十三条—第二十八条)

第二章 『氏色は)特別(第二十八)第二章 登録免許税法等の特例(第二十九条・第二十九条の二)

第七章 印紙税法の特例(第三十条)

3

サー 関税法等の特例(第三十二条—第三十五条)

第一章 総則

定義)

第一条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第一条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 公的年金等 災害減免令第三条の二第一項に規定する公的年金等をいう。

□ 報酬等 災害減免令第八条第三項に規定する報酬等をいう。

をいう。
- 権所得 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第二号に規定する雑所得 五 雑所得 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第二号に規定する雑所得 - 1

2 第三章において、「人格のない社団等」、「事業年度」、「適格合併」、「適格分割」、「適格現物出資金又は充当をいう。 2 第三章において、「人格のない社団等」、「事業年度」、「適格合併」、「適格分割」、「適格現物出資産」、「適格事後設立法人、連結再業年度」、「確定申告書」、「減価償却資産」、「棚卸資産」、「連結法人」、「連結法人」、「連結法人」、「連結法人」、「連結決」、「連結決」、「連結決」、「連結決」、「連結決」、「連結決」、「連結決」、「連結決人」、「適格分割」、「適格現物出資金又は充当をいう。

物、課税時期又は借地権等をいう。 一 土地等、建物、課税時期又は借地権等をいう。 子れぞれ法第二条第三項各号に規定する土地等、建 第五章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

定する証明書類又は製造工場をいう。4 第九章において、「証明書類」又は「製造工場」とは、法第二条第五項第三号又は第七号に規4 第九章において、「証明書類」又は「製造工場」とは、法第二条第五項第三号又は でいう。 二 課税価格 地価税法 (平成三年法律第六十九号) 第十六条に規定する課税価格をいう。

第二章 所得税法等の特例

(雑損控除の特例の適用を認められる親族の範囲等)

年法律第十一号)第三条第一項」と読み替えるものとする。あるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七人以上ある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「法第七十二条第一項」と、所得税法施行令第二百五条第二項の規定は、前項に規定する親族と生計を一にする居住者が二

ては、平成七年において生じなかったものとみなす。 民住者が平成六年分の所得税について法第三条第一項の規定の適用を受けた場合において、所 民住者が平成六年分の所得税について生じなかったものとみなす。 民住者が平成六年分の所得税について生じた損失の金額(以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。)があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の資産に係る損失の金額」という。)があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額に以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。)があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額に係る法第三条第一項に規定する親族の有す。 民行者が平成六年分の所得税について法第三条第一項の規定の適用を受けた場合において、所

(雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等)

第三条 法第三条第一項にしたものとする。 百六条第一項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法第三条第二項に規定する確定申告書の 第三条 法第三条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二

時特例に関する法律施行令(平成七年政令第二十九号)第三条第一項に規定する」とする。から第三号までに掲げる」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨税法施行令第二百六条第二項の規定の適用については、同項中「その年においてした前項第一号、法第三条第一項の規定により所得税法第七十二条第一項の規定が適用される場合における所得

項に規定する損失の金額を計算する場合について準用する。 所得税法施行令第二百六条第三項の規定は、法第三条第一項に規定する資産について生じた同

(棚卸資産の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲等)

(固定資産に準ずる資産の範囲等)

- 条各号に掲げる費用の支出のうち法第四条第六項に規定する確定申告書の提出の日の前日までに 法第四条第二項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三|5
- のは、「平成六年分」と読み替えるものとする。 る。この場合において、同令第百四十二条第三号中「当該損失の生じた日の属する年分」とある 定する資産について生じたこれらの規定に規定する損失の金額を計算する場合について準用す 所得税法施行令第百四十二条及び第百四十三条の規定は、法第四条第二項から第四項までに規

(山林等の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲)

施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第四条第六項に規定する確定申告書の提出の第六条 法第四条第三項及び第四項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法 日の前日までにしたものとする。

第七条 第二条から前条までの規定は、非居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住 者をいう。)に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用する。 (平成六年分の所得税について雑損控除の特例の適用があった場合の徴収猶予の特例等)

第八条 平成六年分の所得税について法第三条第一項の規定の適用を受けようとする者が、同条第 の提出の日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該確定申告書 徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る次の各号に掲げる期間又は限度額につい 若しくは第三項(これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第八条第三 に関する法律の施行に関する政令(以下この条において「災害減免令」という。)第四条第一項 を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等につき災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等 二項に規定する確定申告書を提出する場合において、当該確定申告書の提出前に平成七年に支払 ては、当該確定申告書の提出の日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

る徴収を猶予すべき期間 当該期間の終了 む。)の通知に係る所得税法第百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定によ 災害減免令第四条第二項(災害減免令第六条又は第八条第四項において準用する場合を含 2

二 災害減免令第四条第三項(災害減免令第六条において準用する場合を含む。)の証票に記載 された所得税法第百八十三条の規定による徴収を猶予すべき期間 当該期間の終了

三 災害減免令第十条第二項の通知に係る同項に規定する徴収猶予限度額 その者に支払われた じ。)を除く。次項において同じ。)、公的年金等又は報酬等の金額が当該徴収猶予限度額に達 給与等(日雇給与(災害減免令第四条第一項に規定する日雇給与をいう。第三項において同 したこと。

の規定による徴収を猶予すべき理由がなくなった旨を、当該徴収を猶予していた給与等、公的年者があるときは、その者について所得税法第百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項 金等又は報酬等の支払者に通知するものとする。 税務署長は、前項の規定により同項第一号又は第三号に定める事実が生じたものとみなされた 災害減免令第十条第二項の証票に記載された同項に規定する徴収猶予期間 当該期間の終了

猶予を受けている日雇給与を受ける者であるときは、当該日雇給与を受ける者は、第一項の規定第一項の確定申告書の提出をする者が災害減免法第三条第二項又は第五項の規定による徴収の 長に返還しなければならない。 収を猶予すべき期間又は徴収猶予期間が記載されているこれらの規定に規定する証票を、税務署 により同項第二号又は第四号に定める事実が生じたものとみなされるこれらの規定に規定する徴

令第九条第二項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「この号の規定」とあるの 失の金額を基として災害減免令第十条第一項の申請書を提出したときは、その者に係る災害減免 害減免令第九条第二項に規定する繰越雑損失の金額がある場合において、その者が当該繰越雑損 「この号及び第三条の二第一項から第五項まで又は第八条第一項の規定」とする。 一項の規定により同項各号に定める事実が生じたものとみなされた者について平成七年に災

の日以後に、同条第一項の阪神・淡路大震災による損失の金額が平成七年に生じたものとして災 第一項に規定する申請書を提出することはできない。 を含む。)、第五条(災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条 害滅免令第四条第一項若しくは第三項(これらの規定を災害滅免令第六条において準用する場合 平成六年分の所得税について法第三条第二項に規定する確定申告書を提出した者は、その提出

(みなし配当が非課税とされる場合の株式の取得価額の計算)

第八条の二 法第八条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法施行令第百十一条及び第 る金額(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第一項百十二条の規定の適用については、これらの規定中「みなされる金額」とあるのは、「みなされ (最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税) の規定の適用を受 ける金額を除く。)」とする。

(有限会社の最低資本金を満たすまでの資本増加に係る出資の払込みに充てる利益の配当の非課税)

一 利益の配当の全部又は一部を出資の払込みに充てることにつき、すべての社員の同意がある第八条の三 法第八条の二第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第二項に規定する銀行又は信託会社に一括一 当該出資の払込みは、有限会社が当該利益の配当の全部又は一部に相当する金額の合計額を して払い込む方法により行われること。

利益の配当の支払及び当該出資の払込みが、同一の日に行われること

えられた当該権利の全部についてされること。 係る出資の引受けが、当該引受けをする権利を与えられたすべての社員により、それぞれに与 当該資本の増加が出資口数の増加の方法により行われる場合にあっては、当該資本の増加に

Ŧi. 充てる利益の配当の一部の金額の割合が、同一であること。 れぞれの社員が支払を受けるべき利益の配当の金額のうちに占める当該社員が出資の払込みに 利益の配当の一部を当該出資の払込みに充てる場合にあっては、すべての社員について、そ

額とする。 法第八条の二第一項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金

方法により出資の払込みに充てられるものに限る。) 当該社員が出資の払込みに充てた利益の配当の全部又は一部の金額(前項第二号に規定する

二 当該社員が出資の引受けをした金額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割 合 (当該割合が一を超える場合には、一とする。) を乗じて計算した金額

三百万円から当該資本の増加の直前の当該有限会社の資本の総額を控除した金額

当該有限会社の資本の総額のうち当該資本の増加により増加した部分の金額

3 る金額がある場合には、当該金額のうち新株一株に対応する部分の金額を減算した金額とする。」 を満たすまでの資本増加に係る出資の払込みに充てる利益の配当の非課税)の規定の適用を受け 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条の二第一項(有限会社の最低資本金 用については、同条中「加算した金額」とあるのは、「加算した金額とし、阪神・淡路大震災 とする。 法第八条の二第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法施行令第百十一条の規定の

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

| 第九条 | 法第九条第一項に規定する政令で定める賃貸住宅は、新築(増築を含む。以下この条にお もの)の阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅に該当する部分(増築された共同家屋に ことのないもの(増築された共同家屋については、その増築部分が増築後使用されたことのない 以下この条において同じ。)のうち次に掲げる要件のすべてに該当するもので新築後使用された おいて「各独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。 いて同じ。)をした共同家屋(家屋でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下この条に ついては、その増築部分に限る。)とする。この場合において、 当該阪神・淡路大震災の被災者

るもの(以下この項において「特定附属設備」という。)に限るものとする。 向けの優良賃貸住宅に該当する部分に係る当該共同家屋の附属設備については、財務省令で定め

- 定する準耐火建築物をいう。)に該当するものであること。 に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規 当該共同家屋が耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二
- 二 当該共同家屋(増築された共同家屋については、その増築部分に限る。以下この項において 同じ。)の取得価額(その特定附属設備以外の附属設備に係るものを除く。)が三・三平方メー ル当たり九十五万円(耐火建築物に該当するものについては、百万円)以下のものであるこ
- 三 当該共同家屋の各独立部分(阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅に該当するもの に限る。)の数が十以上であること。
- 当該共同家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
- れらの者が賃貸するものであること。 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し貸し付けられ、 ے
- 農業協同組合連合会の当該利子補給契約に係る融資を受けて新築をしたものであること。 年法律第三十二号)第二条第一項に規定する利子補給契約を締結する農業協同組合若しくは住宅金融公庫の融資又は農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六
- 含む。)で住宅として賃貸の用に供されるものをいう。 に該当する各独立部分(当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分を 前項に規定する阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅とは、次に掲げる要件のすべて 都市基盤整備公団から取得をしたもの(財務省令で定めるものに限る。)であること。
- を除く。)が百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上のものであること。 その床面積(当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積
- 専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであること。
- された額を超えないものであること。 合には、その賃貸に係る家賃の額が当該共同家屋に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保 神・淡路大震災の被災者に対し優先して行われることが明らかにされているものであること。 課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によって算定 当該各独立部分に係る共同家屋が前項第四号ロ又はハに掲げる要件に該当するものである場 その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募においてその賃貸が阪 料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租公 4 3
- るところにより、前二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類を添付しなければ場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に、財務省令で定め 個人が、その取得をし、又は新築をした賃貸住宅につき法第九条第一項の規定の適用を受ける
- 得税法施行令第百三十三条の二の規定は、適用しない。 法第九条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、 所 5
- (被災代替資産等の特別償却)
- 第十条 法第十条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に 応じ当該各号に定めるものとする。
- 物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該損壊等建物の床面積の一・五倍に相当する部分 該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物(当該建物の床面積が当該損壊等建 路大震災により滅失又は損壊をしたもの(以下この号において「損壊等建物」という。)の当 建物(その附属設備を含む。以下この号において同じ。) 当該個人が有する建物で阪神・淡
- 損壊をした構築物とおおむね同程度のものに限る。) 失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される構築物 当該個人が有する構築物で阪神・淡路大震災により滅失又は損壊をしたものの当該 (当該構築物の規模が当該滅失又は

- \equiv 装置の機能が当該滅失又は損壊をした機械及び装置とおおむね同程度のものに限る。 たものの当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置(当該機械及び 機械及び装置 当該個人が有する機械及び装置で阪神・淡路大震災により滅失又は損壊をし
- (被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を受けた場合の課税の特例)
- 第十条の二 法第十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- て「役員等」という。) の親族 法第十一条第一項に規定する役員又は同項に規定する使用者である個人(以下この項にお
- 役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 計を維持しているもの 前二号に掲げる者以外の者で役員等からの贈与により取得した金銭その他の資産によって生
- 前二号に掲げる者の親族

2

- 進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第三条第一項第二号に規定する債権処理会 社とする。 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処
- (被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得
- 第十一条 法第十二条第一項に規定する棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、 因となる土地及び土地の上に存する権利とする。 雑所得の
- 2 代替住宅等とともに取得した清算金の額又は法第十二条第一項に規定する保留地の対価の額との 宅等(同項に規定する代替住宅等をいう。以下この項において同じ。)の価額が当該価額と当該 定する土地等をいう。以下この条において同じ。)のうち、当該換地処分により取得した代替住 とする。 合計額のうちに占める割合を、当該譲渡した土地等の価額に乗じて計算した金額に相当する部分 法第十二条第一項に規定する政令で定める部分は、換地処分により譲渡した土地等 (同項に規
- に前項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。 る譲渡土地等の同号に規定する取得価額等及び当該譲渡土地等の譲渡に要した費用の額の合計 法第十二条第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定す
- ある資産に、当該補償金は同号に規定する補償金にそれぞれ該当するものとみなして、同条及び 律第二十六号)第三十三条第三項第二号に掲げる場合に、当該資産は同号に規定する土地の上に の上にある資産(棚卸資産を除く。)が土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十 同法第三十三条の四から第三十三条の六までの規定を適用する。 定する補償金を取得するときは、当該補償金を取得する場合は租税特別措置法(昭和三十二年法 七条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対する同法第七十八条第一項に規 個人が、その有する土地等で法第十二条第一項の規定により譲渡がなかったものとされるもの
- 五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十二条 五までの規定」とあるのは「第三十七条の九の五までの規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に 法第三十五条第一項中「又は第三十三条」とあるのは「、第三十三条」と、「第三十七条の九 二、第三十七条の五、第三十七条の九の二及び第三十七条の九の五の規定の適用については、 震災特例法第十二条第一項の規定の適用を受ける譲渡」と、同法第三十七条の九の五第一項 規定」と、同法第三十七条の九の二第一項第二号中「定める譲渡」とあるのは「定める譲渡及び 第三十七条の九の二から第三十七条の九の五までの規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九 でにおいて「震災特例法」という。)第十二条の規定」と、同法第三十六条の二第一項中「又は 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号。以下第三十七条の九の五ま 条の規定」と、 「第三十七条の九の二の規定」とあるのは「第三十七条の九の二の規定並びに震災特例法第十二 の二から第三十七条の九の五までの規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十七条の 法第十二条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十五条、第三十六条 「同法」とあるのは「所得税法」とする 0)

第十二条 法第十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における租税 の臨時特例に関する法律第十三条第一項第一号の規定」とする。 とあるのは、「若しくは第三号の五の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律 特別措置法第三十四条第二項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三号の五の規定」 (被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例)

二項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合及び同法第三十四条の三第1 四条の三の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第三十四条の二第 に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当しないものとみなす。 法第十三条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条の二及び第三十 二項

(被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第十二条の二 法第十三条の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条 規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。)」とする。 るのは「第三十一条の三第一項」と、同法第四十一条第七項中「該当するもの」とあるのは「該第十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同条第一項」とあ 当するもの(震災特例法第十三条の二第一項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(第四十一条第七項において「震災特例法」という。) の五、第四十一条及び第四十一条の三の規定の適用については、同法第三十七条の五第五項中 「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項(阪神・淡路大震災の被災者等に 7

第十三条 法第十四条第一項に規定する棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、雑所得の基 (特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

因となる土地及び土地の上に存する権利とする。

のに限る。以下この項において同じ。)としての譲渡とし、同条第一項(同項の表を除く。)に規 らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。 法第十四条第一項に規定する政令で定める譲渡は、代物弁済(金銭債務の弁済に代えてするも 法第十四条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至

の日の属する年の前年以前二年の期間とする。

その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する譲渡

渡により取得した収入金額の合計額)から当該買換資産の取得価額(当該譲渡の日の属する年中該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の譲 の表の第一号から第三号までの下欄に掲げるものである場合において、譲渡(同項に規定する譲) 買換資産 (法第十四条第一項に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。) が同項 価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。 合計額)に相当する金額を控除した金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当該譲渡資産のに二以上の買換資産の同項に規定する取得が行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の の用に供しているものをいう。以下この条において同じ。)のうち、当該譲渡による収入金額(当 定める部分は、当該譲渡をした譲渡資産(同表の各号の上欄に掲げる資産で同項に規定する事業 する取得価額をいう。以下この条において同じ。)を超えるときにおける同項に規定する政令で 渡をいう。以下この条において同じ。)による収入金額が当該買換資産の取得価額(同項に規定 定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。 10

一 譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合 当該譲渡をした譲渡資産のする政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める部分とする。 買換資産が法第十四条第一項の表の第四号の下欄に掲げるものである場合における同項に規定 うち、当該譲渡資産の価額の百分の二十に相当する金額に相当する部分

控除した金額が当該収入金額のうちに占める割合を、 取得価額(当該譲渡の日の属する年中に二以上の買換資産の法第十四条第一項に規定する取得 た場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額)から当該買換資産の 5、当該譲渡による収入金額(当該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行われ譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした譲渡資産のう 行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額)の百分の八十に相当する金額を 当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金

- 6 いて同じ。)とする。 (以下この項において「基準日」という。) 以後の次に掲げる取得 (建設を含む。以下この 法第十四条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める取得は、平成七年一月十七日 り項にお
- する取得資産の取得 前に取得をしたものに限る。)を同項の交換により譲渡した場合の当該交換による同項に規定 所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する譲渡資産(その者が基準
- 準日前に取得をしたものに限る。) り良导 歩 日前に取得をしたものに限る被相続人、当該遺贈に係る包括遺贈者又は当該譲渡をした者が基与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る包括遺贈者又は譲渡による当該資産(当該贈
- 定の適用を受けて譲渡した同法第三十三条の六第一項に規定する譲渡資産(その者が基準日前に 租務特別措置法第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三の規 に取得をしたものに限る。)に係る同項に規定する代替資産等の取得 租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三の
- 当該交換分合による同項に規定する土地等の取得 が基準日前に取得をしたものに限る。)を同項各号に規定する交換分合により譲渡した場合 租税特別措置法第三十七条の六第一項の規定の適用を受けて同項に規定する土地等(その 0)
- 法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した面積は、当該年中において譲
- 8 宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情 構築物又は機械及び装置(以下この項において「工場等」という。)の敷地の用に供するため 渡をした同条第一項の表の各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に五を乗じて計算した面積とす 法第十四条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、 0)
- 9 は「震災特例法第十四条第四項」と読み替えるものとする。 法第四十九条第一項」と、同条第二十五項第二号及び第三号中「法第三十七条第四項」とあるの 「法第三十七条の三」とあるのは「震災特例法第十四条第六項」と、「同項」とあるのは「所得税 は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第 認について準用する。この場合において、同令第二十五条第二十三項中「同条第一項」とあるの の届出、同項において準用する同条第一項の規定を適用する場合及び同条第四項の税務署長の 十一号。以下この条において「震災特例法」という。)第十四条第一項」と、同条第二十四項中 租税特別措置法施行令第二十五条第二十三項から第二十五項までの規定は、法第十四条第三項 承
- るのは「震災特例法第十四条第四項」と読み替えるものとする。 第三十七条第一項」とあるのは「震災特例法第十四条第一項」と、「法第三十七条第四項」とあ 五項において準用する法第三十七条第八項の規定により読み替えられた」と、「法第三十七条第 令第二十五条第二十七項中「同条第八項において準用する」とあるのは「震災特例法第十四条第 税特別措置法第三十七条第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、 七項」とあるのは「震災特例法第十四条第五項において準用する法第三十七条第七項」と、「法
- 11 の規定により譲渡がなかったものとされる部分の金額の計算については、当該譲渡をした資産 欄に掲げる資産に該当する場合における法第十四条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項 にのみ該当するものとして、法第十四条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項の規定を適 全部又は一部は、当該個人の選択により、当該二以上の号のいずれか一の号の上欄に掲げる資産 用する。 法第十四条第一項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。 次項において同じ。) 譲渡をした資産が同条第一項の表及び租税特別措置法第三十七条第一項の表の二以上の号の 0
- 12 欄に掲げる資産に該当する場合における法第十四条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項 買換資産が法第十四条第一項の表及び租税特別措置法第三十七条第一項の表の二以上の号の

の規定により譲渡がなかったものとされる部分の金額の計算については、当該買換資産の全部又の規定により譲渡がなかったものとされている旨を記載するものとする。

は、当該各号のイからへまでに定める金額に当該各買換資産の価額がこれらの買換資産の価額ので、当該各号のイからへまでに定める金額に当該各買換資産の価額がこれらの買換資産の価額のの取得価額とされる金額は、同項各号に掲げる買換資産の当該各号のイからへまでの区分に応の取得価額とされる金額は、同項各号に掲げる買換資産の当該各号のイからへまでの区分に応いの取得価額とされる金額は、同項各号に掲げる買換資産の当該各号のイからへまでの短分に応い、当該買換資産のがずれかの号の買換資産が二以上ある場合(当該買換資産のう合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

は、譲渡資産の譲渡に関する費用の金額のうち同条第一項(同条第三項及び第四項において準用第15法第十四条第六項の規定により同項各号に定める金額に加算する同項に規定する費用の金額合言的のできた。当める書台を乗じて書算した金額とする

する場合を含む。)の規定による譲渡所得の金額の計算上控除されなかった部分の金額とする。

六項第二号イに規定する収入金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。資産の取得価額等に同号イに規定する買換資産の取得価額の百分の八十に相当する金額が同条第る金額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、譲渡っ3、法第十四条第六項第二号イに規定する超える額及び買換資産の取得価額の百分の二十に相当す

額等に百分の八十を乗じて計算した金額とする。する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、譲渡資産の取得価18 法第十四条第六項第二号ロ及び同号ハに規定する収入金額の百分の二十に相当する金額に対応

受ける交換とする。 受ける交換とする。 というでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののののの ののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のので

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十四条 法第十五条第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第三第十四条 法第十五条第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法がでいた。 対象事業に不る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長(次項三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であって、当該事業を行う個人又は法人が、財務省令で定めるところにより、当該事業につき阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに租税特別措ころにより、当該事業に係る事業に係る同条第二項第七号から第十号までの造成又は同項第十一号第十四条 法第十五条第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第三年、

税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日とする。で前項に規定する事業につき同項の開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄2 法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、平成八年一月一日から起算して二年以内の日

号に定める日とする。 法第十五条第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ、当該各

3

掲げる代替資産の取得をすることができるものとして同項の税務署長が認定した日中欄に掲げる期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同表の第一号又は第二号の下欄に一 法第十五条第二項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる個人 同表の第一号又は第二号の

とができるものとして同項の税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日起算して二年以内の日で同表の第三号から第六号までの下欄に掲げる買換資産の取得をするこ二 法第十五条第二項の表の第三号から第六号までの上欄に掲げる個人 平成八年一月一日から

- 法第十五条第二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。掲げる買換資産の取得をすることができるものとして同項の税務署長が認定した日中欄に掲げる期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同表の第七号又は第八号の下欄に三 法第十五条第二項の表の第七号又は第八号の上欄に掲げる個人 同表の第七号又は第八号の

るのは、「取得の日の属する年の翌年十二月三十一日まで」とする。これらの規定中「取得の日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間」とあて、租税特別措置法第三十六条の二第一項及び第三十六条の六第一項の規定の適用については、

第十四条の二 法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第 金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。 当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該特例適用年における法第十六条第一項の住宅借入 額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。ただし、 増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金 に区分し、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額、当該他の住宅借入金等の金額又は当該 増改築等住宅借入金等の金額(以下この項において「増改築等住宅借入金等の金額」という。) 他の住宅借入金等の金額とする。以下この項において同じ。)又は法第十六条第三項に規定する 含まれる場合には、当該長期優良住宅借入金等の金額と当該長期優良住宅借入金等の金額以外の る同項に規定する長期優良住宅借入金等の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)が 四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合におけ 等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、長期優良住宅借入金等の金額(租税特別措置法第 次項において同じ。)が含まれる場合には、当該特例住宅借入金等の金額と当該特例住宅借入金 定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額をいう。以下この項及び 等の金額(租税特別措置法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規の金額と当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、特例住宅借入金 をいう。以下この項及び次項において同じ。)が含まれる場合には、当該特例適用住宅借入金等 十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等の金額 神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 定する他の住宅借入金等(以下この項及び次項において「他の住宅借入金等」という。)の金額等の金額(以下この項及び次項において「再建住宅借入金等の金額」という。)、同条第三項に規 において「住宅借入金等」という。)の金額につき法第十六条第三項に規定する再建住宅借入金 る増改築等住宅借入金等を有する場合にあっては、これらの増改築等住宅借入金等を含む。次項 第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定す くなった日の属する年にあっては、これらの日。次項において同じ。)における租税特別措置法 をした家屋、同条第五項に規定する認定長期優良住宅若しくは同法第四十一条の三の二第一項若 項に規定する特例適用年(以下この項及び次項において「特例適用年」という。)の十二月三十 (当該他の住宅借入金等の金額のうちに、特例適用住宅借入金等の金額(租税特別措置法及び阪 しくは第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができな (平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四 (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例) 日(その者が死亡した日の属する年又は同条第一項に規定する住宅の再取得等若しくは同条第 た租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等 項に規定する他の住宅取得等(以下この項及び次項において「他の住宅取得等」という。)を 2

金額 金額 一 当該再建住宅借入金等の金額の合計額につき法第十六条第一項各号の規定に準じて計算した

(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と当該特例適用住宅借入金等正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項第二号の規定に準じて計算した金額正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項第二号の規定に準じて計算した金額と宅借入金等の金額が含まれる場合には、当該特例適用住宅借入金等の金額でつき租税特別措条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該他の住宅借入金等の金額できまれる場合には、当該特例適用住宅借入金等の金額できに、特例適用条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該他の住宅借入金等の金額できに、特例適用条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該他の住宅借入金等の金額できに、特例適用条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該他の住宅借入金等の金額できに、特例適用条第二項第四号及び第五号において同じ。)とをそれぞれ一の年とみない方。次項第四号及び第五号において同じ。)と当該特例適用住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第二項第二号に規定する法律(平成十三年後期を)と当該他の住宅借入金等の金額につき異なる租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住当該他の住宅借入金等の金額につき異なる租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住

に係る他の住宅間入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し当該区分をした居住年の金額以外の他の住宅借入金等の金額につき同条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とし、特例住宅間入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とし、特例住宅間入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とし、特例住宅間入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と方と当該長期優良住宅間入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とし、当該長期優良住宅間入金等の金額につき同条第五項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とした金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)との合計額とした金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額に百円未満の端数があるときは、これ同条第二項各号の規定に準じている。

- 規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものである場合イ 当該増改築等住宅借入金等の金額のすべてが租税特別措置法第四十一条の三の二第四項の当該増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- 置法第四十一条の三の二第一項各号の規定に準じて計算した金額」 イに掲げる場合以外の場合 当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき租税特別措当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定に準じて計算した金額
- 額とする。 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる特例適用年の区分に応じ当該各号に定める金
- 平成十六年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- 第に係る特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十等に係る特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅世界中、平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年 (本) 中、平成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年の一方で、
- が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 三十五万円 平成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに再建住宅借入金等の金額の
- 平成十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- 住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円年、平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十五年、平成十五年、平成十五年、平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二
- く。) 四十万円である他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除口 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年
- 合を除く。) 三十七万五千円である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場へ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年
- 平成十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- の金額が含まれる場合。五十万円年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等イ。平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三
- く。) 四十万円である他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除口 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年

- びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円 又は平成十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年
- が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十五万円 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに再建住宅借入金等の金額
- 平成十九年又は平成二十年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 に限る。) に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円 る他の住宅取得等にあっては、その居住の用に供した日が平成十三年後期内の日であるもの 成十四年、平成十五年又は平成十六年である他の住宅取得等(その居住年が平成十三年であ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平

- る他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年であ
- 係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五 得等にあっては、その居住の用に供した日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に 成十二年又は平成十三年である他の住宅取得等(その居住年が平成十三年である他の住宅取 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平
- 二 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに再建住宅借入金等の金額が含
- まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十五万円

平成二十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- 一年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十
- に掲げる場合を除く。) 五十万円 年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。)が含まれる場合(イ 後期内の日であるものに限る。)に係る他の住宅借入金等の金額(その居住年が平成二十一 住年が平成十三年である他の住宅取得等にあっては、その居住の用に供した日が平成十三年 年、平成十四年、平成十五年、平成十六年又は平成二十一年である他の住宅取得等(その居 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三
- 年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる 場合を除く。) 四十万円 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七
- 二 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一 る。)に係る他の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 住宅取得等にあっては、その居住の用に供した日が平成十三年前期内の日であるものに限 年、平成十二年又は平成十三年である他の住宅取得等(その居住年が平成十三年である他の 三十七万五千円
- 額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 三十五万円 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに再建住宅借入金等の金
- 定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第十八項中 よつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で るところによりその者の有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災に 七項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定め 用を受けようとする場合における同条第十七項及び第十八項の規定の適用については、同条第十 に規定する財務省令で定める書類」とする。 「並びに同項」とあるのは「、同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項 法第十六条第一項に規定する居住者が同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適

- 4 に関する法律第十六条第一項に規定する居住者であること」とする。 とあるのは「年月日並びにその者が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年 用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項の規定の適用については、 とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条第一項の」と、「年月日」 若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内)」 法第十六条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の |項中「八年内(居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が法第
- 合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第四項の規定の特例は、財務省令で定める。 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用がある場 第三章 法人税法等の特例

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

- 第十五条 法第十七条第一項に規定する政令で定める賃貸住宅は、新築(増築を含む。以下この 家屋については、その増築部分に限る。)とする。この場合において、当該阪神・淡路大震災の されたことのないもの(増築された共同家屋については、その増築部分が増築後使用されたこと 条において「各独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるものを のないもの)の阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅に該当する部分(増築された共 いう。以下この条において同じ。)のうち次に掲げる要件のすべてに該当するもので新築後使用 において同じ。)をした共同家屋(家屋でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下この で定めるもの(以下この項において「特定附属設備」という。)に限るものとする。 被災者向けの優良賃貸住宅に該当する部分に係る当該共同家屋の附属設備については、財務省令
- 号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)に該当該共同家屋が耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次 当するものであること。
- トル当たり九十五万円(耐火建築物に該当するものについては、百万円)以下のものであるこ 同じ。)の取得価額(その特定附属設備以外の附属設備に係るものを除く。)が三・三平方メー 当該共同家屋(増築された共同家屋については、その増築部分に限る。以下この項において
- 三 当該共同家屋の各独立部分(阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅に該当するもの に限る。)の数が十以上であること。
- 兀 当該共同家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
- れらの者が賃貸するものであること。 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し貸し付けられ、
- 給契約に係る融資を受けて新築をしたものであること。 に規定する利子補給契約を締結する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の当該利子補住宅金融公庫の融資又は農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第一項
- 都市基盤整備公団から取得をしたもの(財務省令で定めるものに限る。)であること。
- 含む。)で住宅として賃貸の用に供されるものをいう。 に該当する各独立部分(当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分を 前項に規定する阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅とは、次に掲げる要件のすべて
- を除く。)が百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上のものであること。 その床面積(当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積
- 一 専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであること。
- 兀 三 その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募においてその賃貸が 神・淡路大震災の被災者に対し優先して行われることが明らかにされているものであること。 合には、その賃貸に係る家賃の額が当該共同家屋に係る償却費、修繕費、管理事務費、 当該各独立部分に係る共同家屋が前項第四号ロ又はハに掲げる要件に該当するものである場 損害保

ぶれこ質とはよいのであること。課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によって算定 課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によって算定 険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租公

の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書に、財務省令で定めるところにより、前二項に規定した賃貸住宅につき法第十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項3 法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)が、その取得をし、又は新築を

規定」とあるのは「若しくは第六十八条の三十六の規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の「震災特例法」という。)第十七条第一項の規定」と、同項第五号中「又は第六十八条の三十六の一神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において一十条第三項第一号中「又は第四十八条の規定」とあるのは「若しくは第四十八条の規定又は阪 4十条第五項の規定により租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合及び法第 3 法第十七条第三項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を適用する場合及び法第 3

(被災代替資産等の特別償却)

分に応じ当該各号に定めるものとする。 第十六条 法第十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区

5

こまらごかの床面積の一・五倍を超える場合には、当該損壊等建物の床面積の一・五倍に相当する部分物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該損壊等建物の床面積が当該損壊等建該減失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物(当該建物の床面積が当該損壊等建か」という。)の当路大震災により減失又は損壊をしたもの(以下この号において同じ。) 当該法人が有する建物で阪神・淡一 建物(その附属設備を含む。以下この号において同じ。) 当該法人が有する建物で阪神・淡

損壊をした構築物とおおむね同程度のものに限る。) 滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される構築物(当該構築物の規模が当該滅失又は 6二 構築物 当該法人が有する構築物で阪神・淡路大震災により滅失又は損壊をしたものの当該 二

装置の機能が当該滅失又は損壊をした機械及び装置とおおむね同程度のものに限る。) たものの当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置 (当該機械及び三 機械及び装置 当該法人が有する機械及び装置で阪神・淡路大震災により滅失又は損壊をし

法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項第一号の規定」とする。特別措置法第六十五条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三号の五の規策十七条 法第十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における租税第十七条 法第十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における租税(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)

に該当するものとみなす。 の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の七第十五項第一号イに掲げる譲渡の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の七(法第二十条第十三項において準用する場合を含む。)の規定3 法第十九条第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合におけ

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

銭債務の弁済に代えてするものに限る。)としての取得とする。 第十八条 法第二十条第一項(同項の表を除く。)に規定する政令で定める取得は、代物弁済(金

2 法第二十条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産(以下この条において同じ。)については、その移転を受ける事業の用)に供付、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併等により移転を受ける法第二十条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地等(土地又は土地の上ににより合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(以下この項において「合により合併法人、必割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(以下この項において「合定する権利をいう。)の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合いて「買換資産」という。)の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産(以下この条におする見込みであるときとする。

とする。 とする。 とうでは、 というでは、 このでは、 というでは、 というでは、 このでは、 というでは、 このでは、 こので

の日を含む事業年度開始の日前三年の期間とする。その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する譲渡宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情構築物又は機械及び装置(以下この項において「工場等」という。)の敷地の用に供するための構築物又は機械及び装置(以下この項において「工場等」という。)の敷地の用に供するための本物、法第二十条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、

した届出書により行わなければならない。二月以内に、当該買換資産につき同条第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載二月以内に、当該買換資産につき同条第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載届出は、買換資産の取得(建設及び製作を含む。)をした日を含む事業年度終了の日の翌日から法第二十条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の法第二十条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の

届出者の名称及び納税地

得年月日及び取得価額 当該取得をした買換資産の種類、規模(土地等にあっては、その面積)、所在地、用途、取一 当該取得をした買換資産の種類、規模(土地等にあっては、その面積)、所在地、用途、取

譲渡をする見込みである資産の種類

四 その他参考となるべき事項

届出を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

『田田を含むものとする。

した金額に相当する金額とする。

「大の規定により益金の額に算入する金額は、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算買換資産が減価償却資産である場合には、同号に掲げる金額に相当する金額とし、及び次項において同じ。)が土地等である場合には、第一号に掲げる金額に相当する金額とし、に規定する連結買換資産(以下この項において「連結買換資産」という。)を含む。以下この項の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十条第四項又は第二十一条第十三項の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十条第四項又は第二十一条第十三項の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十条第四項又は第二十一条第十三項の規定により益金額とする。

乗じて計算した金額 に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を合には、財務省令で定める金額)に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合をの額に算入された金額(当該買換資産が連結買換資産である場合その他の財務省令で定める場 法第二十条第一項(法第二十一条第七項において準用する場合を含む。)の規定により損金

イ 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産のその取得の日における価

日における価額 日における価額 日における価額 とりのできる 日における価額 は、日に規定する買換資産のうち法第二十条第四項に規定する事情が生じた部分のその取得の

| イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合

た日(適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産以内に法第二十条第四項に規定する事業の用に供しなくなった場合には、その供しなくなっイ 前号イに規定する買換資産のその取得の日から一年を経過する日(その取得の日から一年

は分割型分割の日の前日)とする。ロにおいて同じ。)における取得価額を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又

- 法第二十条第四項の規定の適用を受けた法人は、前項第二号イに規定する取得の日から一年をローイに規定する買換資産のその取得の日から一年を経過する日における帳簿価額
- の増額がされたものとみなす。

 「開始する各事業年度」の所得の金額の計算上、これらの買換資産の帳簿価額は、これらの金額の開始する各事業年度」の所得の金額の計算上、これらの貴額で開始する各事業年度)の所得の金額の買換資産にあっては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後の買換資産にあっては、同項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含む。)は、同日を含む事業年度以後の各事業年度(第二十一条の五第八項前段の関換資産の帳簿価額につき同条第四項の規定により益金の額に算入さる場合ではいて、当該関換資産の帳簿価額につき同条第四項の規定により益金の額に算入されたものとみなす。
- 10 法第二十条第十項(法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)
- イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額が連結買換資産である場合その他の財務省令で定める場合には、財務省令で定める金額)に、法第二十条第十項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額(当該買換資産と項(法第二十一条第八項において準用する場合を含む。)の規定により当該買換資産につき、法第二十条第一項(法第二十一条第七項において準用する場合を含む。)又は法第二十条第一
- における価額 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産の当該被合併法人等において取得をした日
- 法人等において取得をした日における価額 イに規定する買換資産のうち法第二十条第十項に規定する事情が生じた部分の当該被合併
- イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合
- ける取得価額 (おり) では、当該合併又は分割型分割の日の前日)とする。ロにおいて同じ。)にお分割型分割により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなた場合には、その供しなくなった日(適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しないた場合には、その供しなくなった日(適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しないた場合には、その映しなくなった日(その取得をした日から一年以内に法第二十条第十項に規定する事業の用に供しなくなって、前号イに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年を経過する
- おける帳簿価額 ローイに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年を経過する日にローイに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年を経過する日に
- たとき(第二十一条の五第十一項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増入された金額に相当する金額の増額をするものとする。この場合において、当該増額をしなかっ年を経過する日において、当該買換資産の帳簿価額につき同条第十項の規定により益金の額に算11法第二十条第十項の規定の適用を受けた法人は、前項第二号イに規定する取得をした日から一

- らの金額の増額がされたものとみなす。翌日以後に開始する各事業年度)の所得の金額の計算上、これらの買換資産の帳簿価額は、これ可前段の買換資産にあっては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の何可前段の買換資産にあっては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の額をしなかった場合を含む。)は、同日を含む事業年度以後の各事業年度(第二十一条の五第十

- 当該買換資産の当該事業年度開始の日の前日における取得価額
- 当該買換資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額
- れにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額)とする。額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる場合のいずする政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第三号ロに規定する政令で定める金、法第二十条第十三項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十五項第三号ロに規定
- 当する金額同項及び同条第七項の規定の適用を受けるものがある場合。当該他の買換資産の取得価額に相同項及び同条第七項の規定の適用を受けるものがある場合。当該他の買換資産の取得価額に相該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもって取得した当該各号に係る他の買換資産で既に法第二十条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む事業年度において当
- る額がある場合 当該取得に充てようとする額に相当する金額期中特別勘定の金額の計算の基礎とした同条第一項及び第二項に規定する取得に充てようとす該譲渡に係る対価の額のうち法第二十一条第一項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する二 既に法第二十条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む事業年度において当
- 15 買換資産が法第二十条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により同条第八項において準用する金額と対る同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額に、第十人しない金額は、法第二十条第一項又は第七項の規定により損金の額に算入された金額に、第十人しない金額は、法第二十条第一項又は第七項の規定により損金の額に算入された金額に、第十人しない金額は、法第二十条第一項又は第七項の規定により損金の額に算入された金額に、第十一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産である場合に第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産である場合に第一項換資産が法第二十条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により同条
- 16 法第二十条第六項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第八項に規定する資換資産じて計算した金額に相当する金額とする。という、法第二十条第六項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第八項又は法第二十六条の五第六項(同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項の規定により当該買換資産の取得価額に算入された金額は、法第二十条第六項において準用する場合を含む。)が減価償却資産である場合における同項(法第二十一条第十五項において準用する場合を含む。)が減価償却資産である場合における同項(法第二十一条第十五項において準用する場合を含む。)でおける。
- 当該買換資産のその取得の日における価額
- 分のその取得の日における価額 当該買換資産のうち法第二十条第四項又は第二十六条の五第四項に規定する事情が生じた部二
- 4| 同じ。)の規定の適用を受けた買換資産については、法第二十条第十項の規定により益金の額に、|17 法第二十条第十項(法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。以下この項において

分の当該被合併法人等において取得をした日における価額 コーツ 当該買換資産のうち法第二十条第十項又は第二十六条の五第十項に規定する事情が生じた部 24

の各号の買換資産の取得をすることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日)に規定する終了の日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に法第二十条第一項の表を含む事業年度終了の日の翌日(同日後に同項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同項を含む事業年度終了の日の翌日(同日後に同項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同項下欄に規定する土地について準用する。 下欄に規定する土地について準用する。 20 租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十六項の規定は、法第二十条第一項の表の第二号の20 租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十六項の規定は、法第二十条第一項の表の第一号の

申請者の名称及び納税地

二 その申請の日における法第二十一条第四項第一号に規定する特別勘定の金額

から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければな

四 法第二十一条第一項に規定するやむを得ない事情の詳細 三 取得をしようとする買換資産の種類、構造、規模(土地等にあっては、その面積)及び価額

る日 - 第三号の買換資産の取得予定年月日及び法第二十一条第一項に規定する認定を受けようとす五 第三号の買換資産の取得予定年月日及び法第二十一条第一項に規定するやむを得ない事情の詳細

六 その他参考となるべき事項

出しなければならない。 社型分割等の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提社型分割等の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する適格分

申請者の名称及び納税地

法第二十一条第二項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額

しようとする買換資産の種類、構造、規模(土地等にあっては、その面積)及び価額一 当該適格分社型分割等に係る法第二十一条第二項に規定する分割承継法人等において取得を

法第二十一条第二項第一号に規定するやむを得ない事情の詳細

うとする日 第三号の買換資産の取得予定年月日及び法第二十一条第二項第一号に規定する認定を受けよ

その他参考となるべき事項

Ŧ.

る取得指定期間は、法第二十六条の六第一項に規定する取得指定期間とする。 六条の六第一項の特別勘定の金額であるときは、法第二十一条第四項第二号及び第三号に規定す算の基礎となるこれらの規定に規定する特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第二十二 法第二十一条第四項の規定を適用する場合において、同項第二号及び第三号に定める金額の計

取得指定期間の末日までの期間 項各号に定める特別勘定の金額である場合 当該引継ぎを受けた日から同条第一項に規定する「各号に定める特別勘定の金額である場合」当該引継ぎを受けた同一 法第二十一条第七項に規定する特別勘定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを受けた同

- 項に規定する取得指定期間の末日までの期間ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額である場合。当該引継ぎを受けた日から同条第一二。法第二十一条第七項に規定する特別勘定の金額が法第二十六条の六第五項の規定により引継
- 項第三号に定める期中特別勘定の金額である場合 同条第二項第一号に規定する期間三 法第二十一条第七項に規定する特別勘定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを受けた同
- 朝間 ぎを受けた同項第三号に定める期中特別勘定の金額である場合 同条第三項第一号に規定する ぎを受けた同項第三号に定める期中特別勘定の金額が法第二十六条の六第五項の規定により引継四 法第二十一条第七項に規定する特別勘定の金額が法第二十六条の六第五項の規定により引継
- の六第一項の特別勘定の金額である場合 同項に規定する取得指定期間 五 法第二十一条第七項に規定する特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第二十六条
- らなゝ。 以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければない。前項の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定するやむを得ない事情が生じた日
- 申請者の名称及び納税地
- 一 その申請の日における法第二十一条第四項第一号に規定する特別勘定の金額
- 四 前項に規定するやむを得ない事情の詳細 三 取得をしようとする買換資産の種類、構造、規模(土地等にあっては、その面積)及び価額
- 六 その他参考となるべき事項 五 第三号の買換資産の取得予定年月日及び前項に規定する認定を受けようとする日 五 第三号の買換資産の取得予定年月日及び前項に規定する認定を受けようとする。
- 31 てようとする額から当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とする。)とす 二十六条の六第八項及び第九項の規定)の適用を受けたものがある場合には、これらの取得に充 七項及び第八項の規定(当該譲渡年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第 の五第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。)で法第二十一条第 る額の一部に相当する金額をもって取得をした当該特別勘定に係る他の買換資産(法第二十六条 が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においてこれらの取得に充てようとす 当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。)後の各事業年度(その事業年度 た譲渡の日を含む事業年度(当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、 算の基礎となった同項に規定する取得に充てようとする額とし、既に当該特別勘定の基礎となっ いて設けた法第二十六条の六第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計 なった同条第一項に規定する取得に充てようとする額(当該特別勘定の金額が連結事業年度にお ては、同号ロに掲げる金額は、法第二十一条第七項又は第八項の特別勘定の金額の計算の基礎と 三号に規定する圧縮基礎取得価額(次項において「圧縮基礎取得価額」という。)の計算につい く。)における法第二十条第十三項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十五項第 法第二十一条第七項から第九項までの規定を適用する場合(次項の規定の適用がある場合を除
- 定の金額の計算の基礎となった法第二十一条第一項、第二項又は第四項第二号若しくは第三号にる租税特別措置法第六十五条の七第十五項第三号ロに掲げる金額は、当該引継ぎを受けた特別勘適用する場合における圧縮基礎取得価額の計算については、法第二十条第十三項において準用すもってこれらの規定に規定する合併法人等において法第二十一条第七項から第九項までの規定を法第二十一条第四項又は第二十六条の六第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を法第二十一条第四項又は第二十六条の六第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を

- る。)とする。 しない。 の取得に充てようとする額から当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とす で取得に充てようとする額から当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とす では、法第二十六条の六第八項及び第九項の規定)の適用を受けたものがある場合には、これら では、法第二十六条の六第八項及び第九項の規定)の適用を受けたものがある場合には、これら では、法第二十六条の六第八項及び第九項の規定)の適用を受けたものがある場合には、これら では、法第二十六条の六第八項及び第八 当する金額をもって取得をした当該特別勘定に係る他の買換資産で法第二十一条第七項及び第八 の取得に充てようとする額の一部に相 既に当該特別勘定の金額の計算の基礎となった 別継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった 別継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった 別継ぎを受けたものがある場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった 別継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった
- 法第二十一条第十項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
- は、同項の規定は、適用しないものとする。の五第三号ロ又はハに掲げる特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定の金額についての五第三号ロ又はハに掲げる特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定の金額が法人税法施行令第十四条規定する特別勘定の金額を有する場合において、当該特別勘定の金額が法人税法施行令第十四条3。法第二十一条第十項に規定する法人が同項に規定する連結開始直前事業年度終了の時に同項に
- 36 として、これらの規定を適用する。 地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、これらの規定の買換資産に該当しないもの は第七項又は第二十一条第七項若しくは第八項の規定の適用を受けようとする買換資産である土 る面積を基礎として第三項の規定により計算した面積を超えるときは、法第二十条第一項若しく 事業年度(譲渡連結事業年度を含む。)において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係 みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積を加算した面積)が、当該譲渡 定の金額及び同条第二項に規定する期中特別勘定の金額並びに法第二十六条の六第一項の特別勘係る面積(譲渡年度以後の年度においてこれらの譲渡につき設けた法第二十一条第一項の特別勘 該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十六条の五第一項及び第七項 という。)において法第二十条第一項及び第七項並びに第二十一条第七項及び第八項の規定(当事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」 に土地等があり、かつ、当該土地等(既に当該譲渡事業年度又は当該譲渡連結事業年度(以下こ第八項において準用する場合を含む。)の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうち 二十条第一項若しくは第七項又は第二十一条第七項若しくは第八項の規定を適用する場合(次項 年度に該当する事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。)において法第 という。) 以後の各事業年度 (法第二十六条の五第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度 だ、又は引き継ぐものがある場合には、これらの特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込 六条の六第五項に規定する適格合併等によりこれらの規定に規定する合併法人等に既に引き継い 定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額のうちに法第二十一条第四項又は第二十 れぞれ法第二十条第一項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地 並びに第二十六条の六第八項及び第九項の規定)の適用を受けた買換資産(法第二十六条の五第 の項において「譲渡年度」という。)以後の各事業年度(当該譲渡年度以後の各事業年度が連結 適格分社型分割等の直前の時までの間)において取得をした買換資産(法第二十条第三項(同条 の規定の適用がある場合を除く。)において、当該適用事業年度(法第二十条第七項又は第二十 (以下この項において「譲渡連結事業年度」という。)後の各事業年度を含むものとし、連結事業 一項に規定する買換資産を含む。)のうちに土地等がある場合における当該土地等を含む。)をそ 一条第八項の規定を適用する場合には、当該適用事業年度開始の時からこれらの規定に規定する 法第二十条第一項に規定する譲渡の日を含む事業年度 (以下この項において「譲渡事業年度)
- に| 初の引継ぎ」という。)を受けた特別勘定の金額を有するこれらの規定に規定する合併法人等が||37 法第二十一条第四項又は第二十六条の六第五項の規定により引継ぎ(以下この項において「当|

規定を適用する。 える部分の面積に対応するものは、これらの規定の買換資産に該当しないものとして、これらの 第二十一条第七項又は第八項の規定の適用を受けようとする買換資産である土地等のうちその超 をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積を超えるときは、法 して財務省令で定める面積を加算した面積)が、当該特別勘定の金額の当初の引継ぎの際に取得 には、当該特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積と 併等によりこれらの規定に規定する合併法人等に既に引き継いだ、又は引き継ぐものがある場合 に規定する買換資産を含む。)のうちに土地等がある場合の当該土地等を含む。)をそれぞれ法第 八項及び第九項の規定)の適用を受けた当該特別勘定に係る買換資産(法第二十六条の五第一項 ぎを受けた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十六条の六第 のうちに土地等があり、かつ、当該土地等(既に同条第七項及び第八項の規定(当該当初の引継 始の時から同項に規定する適格分社型分割等の直前の時までの間)において取得をした買換資産 を適用する場合において、当該各事業年度(同項の規定を適用する場合には、当該各事業年度開 し、連結事業年度に該当する事業年度を除く。)において法第二十一条第七項又は第八項の規定 結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度と 当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度(当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連 二十条第一項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積 (当該特別勘定の金額のうちに法第二十一条第四項又は第二十六条の六第五項に規定する適格合 2

用を受けようとする場合には、これらの規定に規定する適格分社型分割等の日以後二月以内に財3 法人が、法第二十条第七項(法第二十一条第八項において準用する場合を含む。)の規定の適号)第二十条及び第二十一条(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)の規定」とする。神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一等)第六十二条の六の規定の適用については、同条第一項中「この法律の規定」とあるのは、「阪号)第六十二条のび第二十一条の規定を適用する場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四3 法第二十条及び第二十一条の規定を適用する場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四

分とする。 との合計額のうちに占める割合を、当該交換譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部との合計額のうちに占める割合を、当該交換譲金の額と同条に規定する交換により取得した資産の価額4 法第二十二条第一号に規定する政令で定める部分は、同条に規定する交換譲渡資産のうち、同4

本の適用がある場合における租税特別措置法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における租税特別措置法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における租税特別措置法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における租税特別措置法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における租税特別措置法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における租税特別措置法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における租税特別措置法第六十二条第一項の特別勘定の金額では第二十六条の六第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地条第四項又は第一十六条の六第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地条第四項又は第二十六条の六第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地条第四項又は無決対の規定の金額の引継ぎを受けた場合」と、「第六十六条の規定」とあるの十四第十項から第十十項まで」とあるのは「第六十六条の大第二十六条の規定」とあるの十四第十項から第十十条第十項(震災特例法第二十一条第十四項において準用する場合を含む。)の適用がある場合における場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。)の適用がある場合を含む。

号、第六十五条の四第一項各号、第六十五条の五第一項各号及び第六十五条の十第一項各号に該43 法第二十条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五条の三第一項各

は前三条又は震災特例法第二十条から第二十二条まで」とする。

十条から第二十二条まで」と、同法第六十五条の十第一項中「又は前三条」とあるのは「若しく十条から第二十二条まで」と、同法第六十五条の十一から第六十五条の十五まで又は震災特例法第二第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「又は第六十五条の十一から第六十五条の十年条の十一から第六十五条の十年条の十年条の一項、第六十五条の五まで及び第六十五条の十の規定の適用については、同法第六十五条の三第一項、第六十五条の五まで及び第六十五条の十の規定の適用については、同法第六十五条の三から当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十五条の三から

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第十九条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法第四十二条の人第第十九条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号。以下この項及び次第六項及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号。以下この項及び次第六項及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十五号。以下この項及び次ではいて「平成七年改正措置法」という。)附則第二十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の人第一項に対して、

出されたもの(次項及び次条において「固定資産に準ずる繰延資産」という。)とする。行令第十四条第一項第九号に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支三号に規定する固定資産(以下この条及び次条において「固定資産」という。)及び法人税法施3 法第二十三条第一項第一号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、法人税法第二条第二十

するまでの金額とする。(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされるものを除く。)の合計額に達のうち、棚卸資産、固定資産又は固定資産に準ずる繰延資産について生じた次に掲げる損失の額4 法第二十三条第一項第一号に規定する政令で定める震災損失金額は、同号に規定する欠損金額

失金額に相当する金額を加算した金額をもって当該事業年度の欠損金額とする。が生じる場合における同条第一項の規定の適用については、当該欠損金額に当該繰戻対象震災損より同項に規定する繰戻対象震災損失金額に相当する金額を益金の額に算入してもなお欠損金額5 法第二十三条第六項に規定する中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、同項の規定に

は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同6 法第二十三条第六項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入された金額

それぞれ含まれないものとする。 法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に

7 法第二十三条第六項」とする。

7 法第二十三条第六項」とする。

7 法第二十三条第六項」とする。

(利子・配当等に係る所得税額の還付)

の他これらに類するものにより補てんされるものを除く。)の合計額とする。資産に準ずる繰延資産について生じた前条第四項各号に掲げる損失の額(保険金、損害賠償金そ第二十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める損失金額は、棚卸資産、固定資産又は固定

「うえきぎ)コリコテキ)是ゴミックに場合には、白女を買う過ごごうかに思うっしらずヨミッ2 一税務署長は、法第二十四条第二項に規定する控除しきれなかった金額の記載がある同項に規定の他これらに判するものにより 有てんされるものを除く)の 台書名とする

る場合を除き、遅滞なく、同項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。する仮決算の中間申告書の提出があった場合には、当該金額が過大であると認められる事由がある。 利利利 アイス きょうしょう しょうじょく しょうしょう

号)第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規一 前項に規定する仮決算の中間申告書に係る法人税で国税通則法(昭和三十七年法律第六十六滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。 法第二十四条第二項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)を未納の国税及び

に充当する。 二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費二 前号の充当をしてもなお還付すべきものがあるときは、当該法人税に充当する。

出を求めることができる。

井置法第六十八条の二の規定による控除をされるべき金額を証明する書類又は帳簿の提示又は提措置法第六十八条の二の規定による控除をされるべき金額を証明する書類又は帳簿の提示又は提告 ときは、その還付を受ける法人に対し、同条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別4 税務署長は、法第二十四条第二項の規定による還付をする場合において、必要があると認める4 税務署長は、法第二十四条第二項の規定による還付をする場合において、必要があると認める

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十一条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第六十二条の三第二十一条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第六十二条の運取りをする同条第四項第七号から第十号までの造成又は同項第十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する予定期間の末日が平成七年の必長が認められる場合を除く。)であって、当該事業を行う個人又は法人が、財務省令で間その延長が認められる場合を除く。)であって、当該事業を行う個人又は法人が、財務省令で開きのをして当該事業に何き阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに租定めるところにより、当該事業に何の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間をがある場合は、租税特別措置法第六十二条の三年の議議に係る土地等の買取りをする同条第四項第七号から第十号までの造成又は同項第十年の表表のでは、国税特別措置法第六十二条の三年の議論による。

轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日とする。 日で前項に規定する事業につき同項の開発許可等を受けることができると見込まれる日として所 2 法第二十五条第一項に規定する政令で定める日は、平成八年一月一日から起算して二年以内の

て司項の兇務署長が認定した日とする。 末日の翌日から起算して二年以内の日で同項に規定する資産の取得をすることができるものとしる 法第二十五条第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する資産の取得をすべき期間の

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

の取得をし、又は新築をした賃貸住宅につき法第二十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合第二十一条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、そ

に規定する要件を満たすものであることを証する書類を添付しなければならない。の三に規定する連結確定申告書に、財務省令で定めるところにより、第十五条第一項及び第二項には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の法人税法第二条第三十一号

損金額を計算する場合における同項の規定は、適用しない。ては、法人税法施行令第六十条の二の規定により法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別では、法人税法施行令第六十条の二の規定の適用を受ける同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅についる。

は「若しくは第四十八条の規定又は震災特例法第十七条第一項の規定」とする。 は「若しくは第四十八条の規定」とあるのという。) 第二十六条の二第一項の規定」と、同項第五号中「又は第四十八条の規定」とあるの災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」大十八条の三十六の規定」とあるのは「若しくは第六十八条の三十六の規定又は阪神・淡路大震六十八条の三十六の規定」とあるのは「若しくは第六十八条の二十九第三項第一号中「又は第十第一項及び第二年の規定の適用については、同令第三十九条の六十九第三項第一号中「又は第十第一項及び第二十六条の二第五項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を適用する場合 法第二十六条の二第三項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を適用する場合

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)

償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。 第二十一条の三 法第二十六条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価

の一・五倍に相当する部分に限る。)物の床面積が当該損壊等建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該損壊等建物の床面積物の床面積が当該損壊等建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該損壊等建物の床面積 人が有する建物で阪神・淡路大震災により減失又は損壊をしたもの(以下この号において「損 建物(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)当該連結親法人又はその連結子法

築物の規模が当該滅失又は損壊をした構築物とおおむね同程度のものに限る。) 又は損壊をしたものの当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される構築物(当該構一 構築物 当該連結親法人又はその連結子法人が有する構築物で阪神・淡路大震災により滅失

別控除の特例等) (連結法人の被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特

る。)の規定」とする。 電子の臨時特例に関する法律第二十六条の四第一項(同法第十九条第一項第一号に係る部分に限律の臨時特例に関する法律第二十六条の四第一項(同法第十九条第一項第一号に係る国税関係法同項中「)の規定」とあるのは、「)の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の規定の適用については、第二十一条の四 法第二十六条の四第一項(法第十九条第一項第一号に係る部分に限る。)の規定

十八第十五項第一号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。 準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十八条の七渡がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十八(法第二十六条の五第十三項において、法第十九条第一項各号に規定する買取りによる法第二十六条の四第一項に規定する土地等の譲

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

| 代物弁済(金銭債務の弁済に代えてするものに限る。)としての取得とする。 | 第二十一条の五 | 法第二十六条の五第一項(同項の表を除く。)に規定する政令で定める取得は、

う。)により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(以下この項におい適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」とい条において「買換資産」という。)の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を2 法第二十六条の五第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産(以下この

業の用)に供する見込みであるときとする。は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)については、その移転を受ける事は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)については、その移転を受ける事け土地の上に存する地域内にある事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地等(土地又一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第二十六条の五第一項の表の各て「合併法人等」という。)に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日からて「合併法人等」という。)に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から

9

ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。を含む連結事業年度終了の日の翌日から二月以内に、当該買換資産につき同項の規定の適用を受じ。)の届出は、同条第三項の連結親法人が、買換資産の取得(建設及び製作を含む。)をした日5 法第二十六条の五第三項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同

び本店又は主たる事務所の所在地) 二 当該取得をした連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあっては、その名称及二 当該取得をした連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあっては、その名称及

得年月日及び取得価額 | 当該取得をした買換資産の種類、規模(土地等にあっては、その面積)、所在地、用途、取 | 三 当該取得をした買換資産の種類、規模(土地等にあっては、その面積)、所在地、用途、取 |

3 譲渡をする見込みである資産の種類

その他参考となるべき事項

条第三項の規定による同項の規定の適用を受ける旨の届出を含むものとする。において、同条第三項の届出には、当該連結親法人又はその連結子法人により行われた法第二十6 法第二十六条の五第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合

める割合を乗じて計算した金額で定める場合には、財務省令で定める金額)に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占で定める場合には、財務省令で定める金額)に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占により損金の額に算入された金額(当該買換資産が単体買換資産である場合その他の財務省令一法第二十六条の五第一項(法第二十六条の六第八項において準用する場合を含む。)の規定

イ 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産のその取得の日における価額

取得の日における価額 ローイに規定する賈換資産のうち法第二十六条の五第四項に規定する賈換資産のうち法第二十六条の五第四項に規定する事情が生じた部分のその

一 イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合

合併又は分割型分割の日の前日)とする。ロにおいて同じ。)における取得価額換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該以内に法第二十六条の五第四項に規定する事業の用に供しなくなった場合には、その供しない内に法第二十六条の五第四項に規定する事業の用に供しなくなった場合には、その供しなイ 前号イに規定する買換資産のその取得の日から一年を経過する日(その取得の日から一年

ローイに規定する買換資産のその取得の日から一年を経過する日における帳簿価額

8 法第二十六条の五第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人は、前項第二号 と 法第二十六条の五第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人は、前項第二号 と 法第二十六条の五第四項の規定の適同項の規定の目から一年を経過する日において、当該増額をしなかったとき(第十八条第八項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかったとき(第十八条第八項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかったとき(第十八条第八項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する取得の日から一年を経過する日において、当該買換資産の帳簿価額につき同条第四年度終了の日の翌日が会に関係では、当該買換資産の帳簿価額は、これらの金額の増額がされたものとみなす。

等の日の前日」と、「第一項の」とあるのは「第七項の」と読み替えるものとする。
中国の規定」と、同条第三項中「当該連結事業年度終了の日」とあるのは「当該適格分社型分割
中国の規定」と、同条第三項中「当該連結事業年度終了の日」とあるのは「前項の表」と、「当該
一により前項」とあるのは「により第七項」と、「同項の表」とあるのは「前項の表」と、「当該
一により前項」とあるのは「により第七項」と、「同項の表」とあるのは「前項の表」と、「当該
一により前項」とあるのは「により第七項において同じ。)
との直前の時までの期間内に取得」とあるのは「当該連結事業年度開始の時から当該適格分
項中「当該連結事業年度において取得」とあるのは「当該連結事業年度開始の時から当該適格分
項中「当該連結事業年度において同条第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二
法第二十六条の五第八項において同条第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二

に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。 に第二号に掲げる金額とし、買換資産が減価償却資産である場合には、同号に掲げる金額に掲げる金額に相当する金額とし、買換資産が減価償却資産である場合には、第一号第二十六条の六第十五項に規定する単体買換資産(以下この項において「単体買換資産」といいて同じ。)の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十六条の五第十項又はいて同じ。)の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十六条の五第十項又はいて同じ。)の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十六条の五第十項又はいて同じ。)の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産(法第二十六条の五第十項とはいる場合を含む。次項において同じ。)の規定により

算した金額 算した金額 第二十六条の五第一項(法第二十六条の六第九項において準用する場合を含む。)又は法 大きれた金額(当該買換資産が単体買換資産である場合その他の財務省令で定める場合には、 り当該買換資産につき法第二十六条の五第十項に規定する被合併法人等において損金の額に算 第二十六条の五第十項(法第二十六条の六第九項において準用する場合を含む。)の規定によ 法第二十六条の五第一項(法第二十六条の六第九項において準用する場合を含む。)又は法

における価額 一 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産の当該被合併法人等において取得をした日イ 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産の当該被合併法人等において取得をした日

被合併法人等において取得をした日における価額ロ イに規定する賈挽資産のうち法第二十六条の五第十項に規定する事情が生じた部分の当該

二 イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合

ておける取得価額 イ 前号イに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年と経過する イ 前号イに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年以内に法第二十六条の五第十項に規定する事業の用に供しない。 日(その取得をした日から一年以内に法第二十六条の五第十項に規定する事業の用に供しな

連結事業年度(第十八条第十一項前段の買換資産にあっては、同項前段に規定する経過する日を「項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含む。)は、同日を含む連結事業年度以後の各合において、当該増額をしなかったとき(第十八条第十一項前段の買換資産の帳簿価額につき同第十項の規定により益金の額に算入された金額に相当する金額の増額をするものとする。この場が「規定する取得をした日から一年を経過する日において、当該買換資産の帳簿価額につき同条イに規定する取得をした日から一年を経過する日において、当該買換資産の帳簿価額につき同条イに規定する取得を入る、

2、『55-1-17』)には「こうない」では、「こうないでは、「こうないでは、「こうないでは、これらの金額の増額がされたものとみなす。「これでは、これでは、「おります」では、これでは、「おります」では、

一 当該買換資産の当該連結事業年度開始の日の前日における取得価額

一 当該買換資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額

場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額)とする。 で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる 号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第三号口に規定する政令 法第二十六条の五第十三項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第十五項第三 1

得価額に相当する金額 関換資産で同項及び同条第七項の規定の適用を受けるものがある場合 当該他の買換資産の取買換資産で同項及び同条第七項の規定の適用を受けるものがある場合 当該他の買換資産の低おいて当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもって取得した当該各号に係る他の 既に法第二十六条の五第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む連結事業年度

は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。)に相当する金額とする。 関換資産が法第二十六条の五第三項(同条第八項の規定の適用を受ける買換資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かっ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かっ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かっ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の適用を受ける買換資産であり、かっ、当該買換資産が減価償却資産であるり同条第一項の規定の計算上益金の額に算入された金額を除く。)に相当する金額とする額に算入された金額を除く。)に相当する金額とする額とする額に算入した。

は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。)に相当する金額とする。は各事業年度の所得の金額の計算上在金額に開入された金額を含む。)に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の七第八項の規定により当該買換資産の取得価額に算入された金額は、法第二十六条の五第六項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項又は法第二十条第六項(同条第八項において準用する規合を含む。次項において同じ。)において準用する租税特別措置法第六十五条の工第一項に規定する益金の額に算入された金額は、法第二十六条の五第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規定する質換資産が減価償却資産である場合における同項(法第二十六条の六第十六項において準用する資色を含む。)に相当する金額とする。は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。)に相当する金額とする。

当該買換資産のその取得の日における価額

分のその取得の日における価額 一 当該買換資産のうち法第二十六条の五第四項又は第二十条第四項に規定する事情が生じた部

により益金の額に算入された金額を当該賈換資産の取得価額に算入する。ただし、当該賈換資産|項において同じ。)の規定の適用を受けた賈換資産については、法第二十六条の五第十項の規定|7 法第二十六条の五第十項 (法第二十六条の六第十五項において準用する場合を含む。以下この|

に算入する。 「特別である物の上める割合を乗じて計算した金額に相当する金額を当該買換資産の取得価額に、 「特に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を含む。」に、第一号に掲げる金額のうちに第れらの規定に規定する益金の額に算入された金額を含む。」に、第一号に掲げる金額のうちに第措置法第六十五条の七第八項の規定により当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額(こする租税特別措置法第六十八条の七十八第八項又は法第二十条第六項において準用する租税特別が減価償却資産である場合には、同項に規定する被合併法人等において同条第六項において準用が減価償却資産である場合には、同項に規定する被合併法人等において同条第六項において準用

当該買換資産の当該被合併法人等において取得をした日における価額

分の当該被合併法人等において取得をした日における価額二 当該買換資産のうち法第二十六条の五第十項又は第二十条第十項に規定する事情が生じた部二

十八第一項若しくは第九項の規定を適用する。 法第二十六条の五第一項の表及び租税特別措置法第六十八条の七当するものとして、法第二十六条の五第一項若しくは第七項又は租税特別措置法第六十八条の七当するものとして、法第二十六条の五第一項若しくは第七項又は租税特別措置法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項の規定により損金のしくは第七項又は租税特別措置法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項の規定により損金の第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における法第二十六条の五第一項若第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における法第二十六条の五第一項若第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における法第二十六条の五第一項名

第九項の規定を適用する。 第九項の規定を適用する。

じたため、同項に規定する終了の日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に法第二渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日(同日後に同項に規定するやむを得ない事情が生21 法第二十六条の六第一項の税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、同項に規定する譲第二号の下欄に規定する土地について準用する。 第一号の上欄に規定する土地について準用する。

申請者の名称及び納税地

長に提出しなければならない。

び本店又は主たる事務所の所在地) 一 当該譲渡をした連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあっては、その名称及

当該事情の生じた日)から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署

十六条の五第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが困難であることとなった場合には、

である。 こうしょ (Table) 真真、 舞気、 見な (これないので) でいている (で) での申請の日における法第二十六条の六第五項第一号に規定する特別勘定の金額

及び価

五 法第二十六条の六第一項に規定するやむを得ない事情の詳細四 取得をしようとする買換資産の種類、構造、規模(土地等にあっては、その面積)

とする日 とする日 常四号の買換資産の取得予定年月日及び法第二十六条の六第一項に規定する認定を受けようとする日

その他参考となるべき事項

という。)が同条第一項に規定する取得指定期間内に当該譲渡をした資産に係る法第二十六条の法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(以下この項において「合併法人等」法人、分割承継法人、被現物出資法人又はする政治のではおいて、当該適格合併等に係る合併(以下この項において「適格合併等」という。)を行う場合において、当該適格合併等に係る合併人、現物出資法人又は事後設立法人となる適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立連結事業年度終了の日後に当該譲渡をした連結親法人又はその連結子法人が被合併法人、分割法22 法第二十六条の六第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する譲渡をした日を含む

の移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときとする。欄に規定する地域内にある事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、そ当該合併法人等において当該取得をした資産を当該適格合併等により移転を受ける当該各号の下五第一項の表の各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に

3 第十八項及び第十九項の規定は、法第二十六条の六第一項の特別勘定の金額者しくは同条第三の第十八項及び第十九項の規定は、法第二十六条の六第一項の特別勘定の金額では、法第二十八条の七十八第一項を対しては同次第三項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び法第二十六条の六第九項において準用する法第二十一次の七十八第一項を対して規定する期中特別勘定の金額の計算及び法第二十六条の六第八項において非別方の法第二十六条の六第一項の特別勘定の金額を引

務署長に提出しなければならない。 する適格分社型分割等の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税24 法第二十六条の六第三項第一号の税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、同項に規定

申請者の名称及び納税地

名称(連結子法人にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地) 二 法第二十六条の六第三項に規定する期中特別勘定を設ける連結親法人又はその連結子法人の

| 「表面子)には、「また」に、「また」には、「また」に、また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、「また」に、また」に、また。」に、また

- 法第二十六条の六第三項第一号に規定するやむを得ない事情の詳細得をしようとする買換資産の種類、構造、規模(土地等にあっては、その面積)及び価額 当該適格分社型分割等に係る法第二十六条の六第三項に規定する分割承継法人等において取

第四号の買換資産の取得予定年月日及び法第二十六条の六第三項第一号に規定する認定を受

その他参考となるべき事項

けようとする日

計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額)に相当する金額とする。
の特別勘定の金額が同表の第四号の買換資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該会益割合をいう。次項において同じ。)を乗じて計算した金額(法第二十六条の六第五項第二号において法第二十六条の五第一項の表の各号の買換資産の取得に充てようとする額に差益割合において法第二十六条の五第一項の表の各号の買換資産の取得に充てようとする額に差益割合において法第二十六条の六第五項第二号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する分割承継法人

る。

「法第二十六条の六第五項の規定を適用する場合において、同項第二号及び第三号に規定する取得指定期間は、法第二十一条第一項に規定する取得指定期間は、法第二十一条第一項の特別勘定の金額であるときは、法第二十六条の六第五項の計算の基礎となるこれらの規定に規定する特別勘定の金額が連結事業年度に該当しない事業年の計算の基礎となるこれらの規定を適用する場合において、同項第二号及び第三号に定める金額、法第二十六条の六第五項の規定を適用する場合において、同項第二号及び第三号に定める金額

合において、当該連結親法人が当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、定める期間内に法第二十六条の五第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが困難である場定める期間内に法第二十六条の二第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが困難である場とい事情が生じたため、法第二十六条の六第八項の連結親法人又はその連結子法人が当該各号にに該当することとなった事業年度開始の日)以後に法第二十六条の五第三項に規定するやむを得号から第四号までに規定する引継ぎを受けた日(第五号に掲げる場合にあっては、連結事業年度規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合にあっては、連結事業年度規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に法第二十六条の六第八項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に

1 まちこってものできし買こ見とにら持りあるのを買ぶ引きら五買の見ぎにより一番でかなけの翌日以後三年以内において当該税務署長が認定した日をいう。)までの期間)とする。に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となった譲渡をした日を含む連結事業年度又は第二号、第四号若しくは第五号中特別勘定の基礎となった譲渡をした日を含む連結事業年度又は第二号、第四号若しくは第五号当該各号に定める期間の初日から認定日(第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期

ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額である場合 当該引継ぎを受けた日から同条第一二 法第二十六条の六第八項に規定する特別勘定の金額が法第二十一条第四項の規定により引継する取得指定期間の末日までの期間

三 法第二十六条の六第八項に規定する特別勘定の金額が同条第五項の規定により引継ぎを受け項に規定する取得指定期間の末日までの期間ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額である場合 当該引継ぎを受けた日から同条第一

申請者の名称及び納税地

は、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地) 一 買換資産の取得をしようとする連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあって

五 前項に規定するやむを得ない事情の詳細四 取得をしようとする買換資産の種類、構造、規模(土地等にあっては、その面積)及び価額三 その申請の日における法第二十六条の六第五項第一号に規定する特別勘定の金額

30 法第二十六条の六第八項に規定する政令で定めるときは、同項の買換資産の取得をした日を含に供する見込みであるときとする。

資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とする。)とする。規定)の適用を受けたものがある場合には、これらの取得に充てようとする額から当該他の買換規定)の適用を受けたものがある場合には、これらの取得に充てようとする額から当該他の買換事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、法第二十一条第七項及び第八項の日を含む項及び次項において同じ。)で法第二十六条の六第八項及び第九項の規定(当該譲渡の日を含む項及び次項において同じ。)で法第二十六条の六第八項及び第九項の規定(当該譲渡の日を含むした当該特別勘定に係る他の買換資産(法第二十条第一項に規定する買換資産を含む。以下この

八十を乗じて計算した金額)に相当する金額とする。表の第四号の買換資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該計算した金額に百分のに差益割合を乗じて計算した金額(同項に規定する特別勘定の金額が法第二十六条の五第一項の33 法第二十六条の六第十項に規定する政令で定める金額は、同項の買換資産の圧縮基礎取得価額

3 法第二十六条の六第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

連結事業年度」という。)以後の各連結事業年度(法第二十一条第一項に規定する譲渡の日を含、法第二十六条の五第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度(以下この項において「譲渡 をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積を加算した面積) に引き継いだ、又は引き継ぐものがある場合には、これらの特別勘定の金額の引継ぎの際に取得 五項又は第二十一条第四項に規定する適格合併等によりこれらの規定に規定する合併法人等に既 項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する期中特別勘定の金額のうちに法第二十六条の六第 第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額並びに法第二十一条第一 該土地等に係る面積(譲渡年度以後の年度においてこれらの譲渡につき設けた法第二十六条の六 をそれぞれ法第二十六条の五第一項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当 条第一項に規定する買換資産を含む。)のうちに土地等がある場合における当該土地等を含む。) び第九項の規定(当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当しない場合には、法第二十条第 の年度」という。)において法第二十六条の五第一項及び第七項並びに第二十六条の六第八項及年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「譲渡年度以後 のうちに土地等があり、かつ、当該土地等(既に当該譲渡連結事業年度又は当該譲渡事業年度 格分社型分割等の直前の時までの間)において取得をした買換資産(法第二十六条の五第三項 九項の規定を適用する場合には、当該適用連結事業年度開始の時からこれらの規定に規定する適 合を除く。)において、当該適用連結事業年度(法第二十六条の五第七項又は第二十六条の六第 項又は第二十六条の六第八項若しくは第九項の規定を適用する場合(次項の規定の適用がある場 この項において「適用連結事業年度」という。)において法第二十六条の五第一項若しくは第七 む事業年度(以下この項において「譲渡事業年度」という。)後の各連結事業年度を含む。以下 (以下この項において「譲渡年度」という。)以後の各連結事業年度(当該譲渡年度以後の各事業 (同条第八項において準用する場合を含む。) の規定により買換資産とみなされた資産を含む。) 項及び第七項並びに第二十一条第七項及び第八項の規定)の適用を受けた買換資産(法第二十 40 39 37

換資産に該当しないものとして、これらの規定を適用する。とする買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、これらの規定の買条の五第一項若しくは第七項又は第二十六条の六第八項若しくは第九項の規定の適用を受けようる土地等に係る面積を基礎として第三項の規定により計算した面積を超えるときは、法第二十六が、当該譲渡連結事業年度(譲渡事業年度を含む。)において譲渡をした当該各号の上欄に掲げが、当該譲渡連結事業年度(譲渡事業年度を含む。)において譲渡をした当該各号の上欄に掲げ

第二十六条の五及び第二十六条の六の規定を適用する。 分割(同条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。)の双方が行われたものとみなして、 に規定する株主等をいう。)のいずれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型 第九項の規定の適用を受けようとする買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応 規定する合併法人等に既に引き継いだ、又は引き継ぐものがある場合には、当該特別勘定の金額 ちに法第二十六条の六第五項又は第二十一条第四項に規定する適格合併等によりこれらの規定に うちに土地等がある場合の当該土地等を含む。)をそれぞれ法第二十六条の五第一項の表の各号 適用を受けた当該特別勘定に係る買換資産(法第二十条第一項に規定する買換資産を含む。)の る適格分社型分割等の直前の時までの間)において取得をした買換資産のうちに土地等があり、 事業年度)において法第二十六条の六第八項又は第九項の規定を適用する場合において、当該各 年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結 当該当初の引継ぎを受けた連結事業年度以後の各連結事業年度(当該当初の引継ぎを受けた事業 初の引継ぎ」という。)を受けた特別勘定の金額を有するこれらの規定に規定する合併法人等が するものは、これらの規定の買換資産に該当しないものとして、これらの規定を適用する。 た土地等に係る面積として財務省令で定める面積を超えるときは、法第二十六条の六第八項又は を加算した面積)が、当該特別勘定の金額の当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされ の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積 の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積(当該特別勘定の金額のう の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、法第二十一条第七項及び第八項の規定)の かつ、当該土地等(既に同条第八項及び第九項の規定(当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後 連結事業年度(同項の規定を適用する場合には、当該各連結事業年度開始の時から同項に規定す 分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等(法人税法第二条第十四号 法第二十六条の六第五項又は第二十一条第四項の規定により引継ぎ(以下この項において「当 法

財務省令で定める書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。する場合には、当該連結親法人がこれらの規定に規定する適格分社型分割等の日以後二月以内に五第七項(法第二十六条の六第九項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようと

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法第二十六条の

により同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同項の規定の適法第二十六条の七に規定する政令で定める交換は、法人税法第五十条第一項又は第五項の規定

用を受ける交換とする

する部分とする。 の価額との合計額のうちに占める割合を、当該交換譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当め、同条に規定する交換差金の額が当該交換差金の額と同条に規定する交換により取得した資産41 法第二十六条の七第一号に規定する政令で定める部分は、同条に規定する交換譲渡資産のう

若しくは震災特例法第二十六条の六第十項から第十二項まで」とする。 法第二十六条の五第十項(震災特例法第二十六条の六第十五項において準用する場合を含む。) 六条の五第四項(震災特例法第二十六条の六第十四項において準用する場合を含む。)、震災特例 で」とあるのは「若しくは第六十八条の八十五第十一項から第十三項まで又は震災特例法第二十 条の五から第二十六条の七までの規定」と、「又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項ま 十八条の八十六までの規定」とあるのは「第六十八条の八十六まで若しくは震災特例法第二十六 定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合」と、「第六 額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第二十一条第一項の特別勘 分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から震災特例法第二十六条の六第一項の特別勘定の金 る合併法人等が当該土地等の譲渡をしたこれらの規定に規定する適格合併等に係る被合併法人、 法」という。)第二十六条の六第五項又は第二十一条第四項の規定によりこれらの規定に規定す 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(第六十八条の八十一までにおいて「震災特例 八第九項中「政令で定める場合」とあるのは「政令で定める場合又は阪神・淡路大震災の被災者 六十九第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十八条の六十 法第二十六条の五から第二十六条の七までの規定(法第二十条から第二十二条までの規定を含)の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の六十八第九項(同法第六十八条の 3 2

一項中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は震災特例法第二十六条の五から第二十六 二まで又は震災特例法第二十六条の五から第二十六条の七十二の二まで」とあるのは「若しくは第六十八条の八十二がら第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の七十四第一項ととなった同項に規定する土地等である場合における同法第六十八条の七十四から第六十八条の七十四第一項ととなった同項に規定する土地等である場合における同法第六十八条の七十四から第六十八条の十二から第六十八条の七十五第一項を号、第六十五条の四第一項各号及び第六十五条の五第一項各号に該当することとなったこの規定に規定する土地等である場合並びに同法第六十八条の八十二から第六十八条の一十八条の八十三から第六十八条の八十三から第六十八条の八十三から第六十八条の八十三から第六十八条の八十三条の一項各号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号に該当することとなったこの規定に規定する土地等である場合が第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号、第六十五条の五第一項を号に対していました。

第四章 相続税法等の特例

条の七まで」とする。

(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等)

第二十二条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める法人は、相続等(相続若しくは遺贈(贈第二十二条 法第二十九条第一項に規定する指定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産の上に存するに規定する指定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産の上に存するに規定する指定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産の上に存するに規定する指定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産の上に存するに規定する指定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産の上に存する時に規定する指定が、対した。という。)の価額の合計額の割合が十分の三以上である法人の株式又は出資を取得した者が当該相続等によりそのを除く。)をいう。)の価額の合計額の割合が十分の三以上である法人の株式又は出資を除っている。

- この項において「株式等」という。)とする。 と第二十九条第一項に規定する政令で定める株式又は出資は、次に掲げる株式又は出資
- に該当する株式等 一証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券
- 一 前号に掲げる株式等に類する株式等で財務省令で定めるもの
- の価額は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定める金額による。
 3 法第二十九条第一項及び第三十条第一項に規定する政令で定める阪神・淡路大震災の発生直後

- た額に相当する金額、において、当該震災の発生直後における当該特定土地等の価額として評価し、別にあったものとみなして、当該震災の発生直後における当該特定土地等の価額として評価し、動産を含む。)の状況が阪神・淡路大震災の発生直後も引き続き相続等により取得した時の現た第二十九条第一項に規定する特定土地等。当該特定土地等(当該特定土地等の上にある不
- として評価した額に相当する金額の現況にあったものとみなして、当該相続等により取得した時における当該特定株式等の価額の現況にあったものとみなして、当該相続等により取得した時の状況が、阪神・淡路大震災の発生直後限る。)の当該特定株式等を相続等により取得した時の状況が、阪神・淡路大震災の発生直後にする指定地域内にある動産等(当該法人が平成七年一月十七日において保有していた同項に規いて当該特定株式等に係る株式の発行法人又は出資のされている法人が保有していた同項に規二 法第二十九条第一項に規定する特定株式等 当該特定株式等を相続等により取得した時にお

第五章 地価税法の特例

(滅失建物等の用に供されていた土地等の地価税の免除)

- 第二十三条 法第三十二条第一項に規定する政令で定める部分は、同項に規定する滅失又は損壊を第二十三条 法第三十二条第一項に規定する政令で定める部分と可能と対した建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等が当該附属施設以第二十三条 法第三十二条第一項に規定する政令で定める部分は、同項に規定する滅失又は損壊を
- 前項の割合に百分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 金額とする。

 金額とする。

 金額とする。

 金額とする。

 金額とする。

 金額とする。

 会額とする。

 会額とする。

(被災した土地等の地価税の免除)

- を行う必要があると認められる程度の被害とする。 ついて当該被害を受ける直前の状態に復旧するために地盤回復等の工事(軽微なものを除く。) 第二十四条 法第三十三条第一項に規定する政令で定める程度の被害は、当該被害を受けた土地に

(損壊建物等に係る土地等の地価税の免除)

- 割合を乗じて計算した面積に係る土地等の価額に相当する部分とする。と当該附属施設以外の施設の床面積との合計のうちに当該附属施設以外の施設の床面積の占めると当該附属施設以外の施設の床面積との合計のうち、当該土地等の面積に、当該附属施設の床面積体的に事業の用に供される附属施設の用に供されている土地等が当該附属施設以外の施設の用に第二十五条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める部分は、同項に規定する損壊建物等と一
- 前項の割合に百分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 定する損壊建物等の用に供されている土地等(当該土地等が二以上ある場合には、それらのすべ一規定の適用を受けようとする個人又は法人に係る平成七年の免除前の地価税の額から、同項に規3 法第三十四条第一項の規定により免除される平成七年の課税時期に係る地価税の額は、同項の

各号に定めるものとする。 の建物等の区分に該当する場合には、当該建物等の主要な用途による区分による。)に応じ当該 げる建物その他の工作物(以下この項において「建物等」という。)の区分(次の各号の二以上 価税法第二十二条の規定を適用して計算される地価税の額を控除した額に相当する金額とする。 て)がないものとして計算した課税価格を当該個人又は法人に係る平成七年の課税価格として地 法第三十四条第二項に規定する政令で定める事業活動の稼働状況を示す指標は、次の各号に掲

2

- 建物等を有する者が行う物品の販売又はサービスの提供のための施設が設けられている建物 売上金額又は売上数量
- 建物等を有する者が行う物品の製造又は製作のための施設が設けられている建物等 若しくは生産量又は施設若しくは設備の稼働時間 生産金
- 賃貸されている建物等 賃貸料収入
- り難い合理的な理由のあるものを含む。) 当該建物等に設けられている事務所等の主たる業務 に係る業務日数 前三号に掲げる建物等以外の建物等(前三号に掲げる建物等でこれらの号に定める指標によ

(被災した経済活動基盤施設に係る土地等の地価税の軽減)

事業に直接必要な施設とする。 定する工業用水道施設又は同表第十六号に規定するガス事業に直接必要な工作物若しくは熱供給 法第三十五条第一項に規定する政令で定める施設は、地価税法別表第一第十五号に規

の課税価格として地価税法第二十二条の規定を適用して計算される地価税の額を控除した額の二には、それらのすべて)がないものとして計算した課税価格を当該個人又は法人に係る平成七年 規定の適用を受けようとする個人又は法人に係る平成七年の免除前の地価税の額から同項に規定法第三十五条第一項の規定により免除される平成七年の課税時期に係る地価税の額は、同項の 分の一に相当する金額とする。 する被害を受けた経済活動基盤施設による供給が断たれた土地等(当該土地等が二以上ある場合

(応急仮設住宅に係る土地等の地価税の免除)

第二十七条 法第三十六条第一項及び第二項に規定する政令で定める日は、平成七年六月三十日と

- 法第三十六条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 当該貸付けが使用貸借により行われているものであること。
- 当該貸付けに係る期間が一年以上のものであること
- 法第三十六条第二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 当該貸付けが使用貸借により行われているものであること。
- 当該貸付けに係る期間が一年以上のものであること。
- 当該建物を有する者により一の者に対して貸し付けられているものであること。
- ら、これらの規定に規定する貸し付けられた土地等又は貸し付けられた建物の用に供されているは、これらの規定の適用を受けようとする個人又は法人に係る平成七年の免除前の地価税の額か法第三十六条第一項又は第二項の規定により免除される平成七年の課税時期に係る地価税の額 て計算される地価税の額を控除した額に相当する金額とする。 税価格を当該個人又は法人に係る平成七年の課税価格として地価税法第二十二条の規定を適用し 土地等(これらの土地等が二以上ある場合には、それらのすべて)がないものとして計算した課
- (異なる種類の免除の対象となる複数の土地等がある場合における免除される地価税の額の計算
- の規定にかかわらず、 に係る地価税の額は、第二十三条第三項、第二十四条第二項、 ける異なる二以上の土地等がある場合には、これらの規定により免除される平成七年の課税時期 十四条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定のうち異なる二以上の規定の適用を受 個人又は法人が有する土地等のうちに法第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三 法第三十二条第一項、 第三十三条第一項、 第二十五条第三項及び前条第四項 第三十四条第一項又は第三十六 3

- 条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けようとする個人又は法人に係る平成七年の免除前 を適用して計算される地価税の額を控除した額に相当する金額とする。 算した課税価格を当該個人又は法人に係る平成七年の課税価格として地価税法第二十二条の規定 地価税の額から、これらの規定に規定する土地等に該当する土地等のすべてがないものとして計
- 十三条第三項、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項及び前条第四項の規定 がある場合には、これらの規定により免除される平成七年の課税時期に係る地価税の額は、第二 の規定に規定する土地等に該当しない土地等で法第三十五条第一項の規定の適用を受ける土地等 第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける土地等があり、 額の二分の一に相当する金額とを合計した金額とする。 にかかわらず、第一号に掲げる金額と、第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した 個人又は法人が有する土地等のうちに、法第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条 かつ、これら
- の規定の適用を受ける土地等を除く。)のすべてがないものとして計算した課税価格を当該個前の地価税の額から、これらの規定に規定する土地等に該当する土地等(法第三十五条第一項六条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けようとする個人又は法人に係る平成七年の免除 地価税の額を控除した額に相当する金額 人又は法人に係る平成七年の課税価格として地価税法第二十二条の規定を適用して計算される 法第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十
- 六条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けようとする個人又は法人に係る平成七年の免除二 法第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十 条の規定を適用して計算される地価税の額を控除した額に相当する金額 前の地価税の額から、これらの規定に規定する土地等に該当する土地等のすべてがないものと して計算した課税価格を当該個人又は法人に係る平成七年の課税価格として地価税法第二十二

第六章 登録免許税法等の特例

(阪神・淡路大震災の被災者が新築又は取得した建物に係る所有権の保存登記等の免税

- 第二十九条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める被災者は、阪神・淡路大震災によりその 所有する建物に被害を受けた者であることにつき、当該建物の所在地の市町村長から証明を受け た者(次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた建物に係る営業を承継させた法 人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人を除く。)とする。
- 2 号に定める者とする。 法第三十七条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
- 者が死亡したときにおけるその者の相続人 阪神・淡路大震災の被災者が個人であって前項の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災
- 一 阪神・淡路大震災の被災者が個人であって前項の証明を受ける前に死亡した場合 者が死亡したときにおけるその者の相続人であって当該震災により当該被災者の所有する建物 に被害を受けたことにつき、当該建物の所在地の市町村長から証明を受けたもの 当該被災
- 三 阪神・淡路大震災の被災者が法人であって前項の証明を受けた後に合併により消滅した場合 又は分割により阪神・淡路大震災により被害を受けた建物に係る営業を承継させた場合 当該 又は当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人(次号において「分割承継法 合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人(次号において「合併法人」という。) 人」という。)
- 兀 有する建物に被害を受けたことにつき、当該建物の所在地の市町村長から証明を受けたもの 合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であって当該震災により当該被災者の 又は分割により阪神・淡路大震災により被害を受けた建物に係る営業を承継させた場合 阪神・淡路大震災の被災者が法人であって前項の証明を受ける前に合併により消滅した場合 当該
- 市町村の区域内に所在する建物については、この限りでない る。ただし、阪神・淡路大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された 法第三十七条第一項に規定する政令で定める建物は、次の各号のいずれかに該当する建物に限

- 個人が新築又は取得をした住宅用の建物として財務省令で定めるもの
- 務省令で定めるところにより証明を受けたもの わるものとして新築又は取得をした建物(前号に掲げるものを除く。)であることにつき、 **いるものとして新築又は取得をした建物(前号に掲げるものを除く。)であることにつき、財阪神・淡路大震災により滅失した建物又は当該震災により損壊したため取り壊した建物に代**

(阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地に係る所有権等の移転登記の免税)

第二十九条の二 法第三十八条に規定する政令で定める被災者は、前条第一項に規定する者とし、 法第三十八条に規定する政令で定める者は、前条第二項に規定する者とする。

る。)の建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する建物(阪神・淡路大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に所在するものに限 る建物の部分とする。 法第三十八条に規定する政令で定める建物の部分は、法第三十七条第一項の規定の適用を受け

第七章 印紙税法の特例

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件)

第三十条 法第四十一条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策投資銀行及び年金資金運用基金

を行う金融機関(次項において「預託貸付金融機関」という。) 公共団体の定めるところにより阪神・淡路大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付け 銭の貸付けを受けた者を含む。以下この条において同じ。)から金銭の預託を受けて当該地方 地方公共団体(国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から金

いう。) 淡路大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う者(次項において「転貸者」と 年金資金運用基金から金銭の貸付けを受けて年金資金運用基金の定めるところにより阪神・

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けとする。 法第四十一条に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、 次

銭の貸付けを行う場合 次のいずれかに該当する金銭の貸付け 法第四十一条に規定する公的貸付機関等(預託貸付金融機関及び転貸者を除く。以下この号 おいて「公的貸付機関等」という。)が阪神・淡路大震災により被害を受けた者に対して金

を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け 前に有していなかった場合において、当該震災により被害を受けた者に対する特別貸付制度 で金銭の貸付けを行う制度をいう。以下この号において同じ。)を阪神・淡路大震災の発生 の条件(貸付金の利率又は据置期間をいう。以下この項において同じ。)に比し有利な条件 公的貸付機関等が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度(他の金銭の貸付け 2

制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の貸付けを行う制度を設 の発生前に有していた場合において、当該震災により被害を受けた者に対して当該特別貸付 け、当該制度の下で行う金銭の貸付け 公的貸付機関等が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を阪神・淡路大震災

の条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け 災により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等 していた場合において、当該特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった当該震 公的貸付機関等が、災害の被災者に対する特別貸付制度を阪神・淡路大震災の発生前に有

合 預託貸付金融機関が阪神・淡路大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場 次のいずれかに該当する金銭の貸付け

イ うものをいう。以下この号において同じ。)を阪神・淡路大震災の発生前に有していなかっ た場合において、当該地方公共団体が当該震災により被害を受けた者に対する特別預託貸付 が当該地方公共団体の定めるところにより金銭の貸付けを行う制度(以下この号において 制度を設け、当該特別預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け 「預託貸付制度」という。)で他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行 地方公共団体が災害により被害を受けた者に対する特別預託貸付制度(預託貸付金融機関

- 預託貸付制度を設け、当該預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け 対して当該特別預託貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な貸付条件 の発生前に有していた場合において、当該地方公共団体が当該震災により被害を受けた者に 地方公共団体が災害により被害を受けた者に対する特別預託貸付制度を阪神・淡路大震災
- 託貸付金融機関が行う金銭の貸付け る金銭の貸付けの条件と同等の貸付条件の預託貸付制度を設け、当該預託貸付制度の下で預 受けられなかった当該震災により被害を受けた者に対して当該特別預託貸付制度の下におけ していた場合において、当該地方公共団体が当該特別預託貸付制度の下では金銭の貸付け 地方公共団体が災害の被災者に対する特別預託貸付制度を阪神・淡路大震災の発生前に有
- 利な条件で金銭の貸付けを行うものをいう。)の下で転貸者が行う金銭の貸付け 金運用基金の定めるところにより金銭の貸付けを行う制度で他の金銭の貸付けの条件に比し有 淡路大震災により被害を受けた者に対する年金資金運用基金の特別転貸制度(転貸者が年金資 転貸者が阪神・淡路大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合

第八章 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例

収猶予の特例等) (平成六年分の所得税について災害被害者に対する所得税の減免の特例の適用があった場合の徴

第三十一条 平成六年分の所得税について法第四十二条第一項の規定の適用を受けようとする者 日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。 に関する法律第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴 条第一項若しくは第三項(これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第 当該確定申告書の提出前に平成七年に支払を受けるべき災害減免令第三条の二第一項に規定する において「災害減免令」という。)第二条第一項に規定する確定申告書を提出する場合において、 収の猶予に係る第八条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該確定申告書の提出の 定申告書の提出の日において現に当該申請書に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等 八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該 給与等若しくは公的年金等又は災害減免令第八条第三項に規定する報酬等につき災害減免令第四 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令(以下この条

第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

3 二条第一項に規定する確定申告書を提出した者は、その提出の日以後に、法第四十二条第一項 三項(これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第五条(災害減免令第 阪神・淡路大震災による被害を平成七年に受けたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第 六条において準用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出す ることはできない。 平成六年分の所得税について法第四十二条第一項の規定の適用を受けようとする災害減免令第

第九章 関税法等の特例

(申請等の期限の延長)

第三十二条 法第四十三条第一項の規定により同項に規定する申請等(以下この条において「申 当該震災の被災者であることを証する書類を添付して、これを当該申請等をすべき税関長に提出 り延長された期限に該当する旨を記載した書面に、その者が阪神・淡路大震災の発生の時に同項 れる前の期限後にその申請等をする場合においては、当該申請等に関する期限が同項の規定によ 等」という。)に関する期限が同項に規定する指定日の翌日まで延長された者は、当該延長をさ しなければならない。 に規定する指定地域(以下この章において「指定地域」という。)に住所又は居所を有し、かつ、

2 その者が阪神・淡路大震災の発生の時に指定地域に住所又は居所を有し、かつ、当該震災の被災 ようとする者は、同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、当該理由を記載した書面に、 法第四十三条第三項の規定により同項に規定する延長された申請等に関する期限の延長を求め

- ない。 者であることを証する書類を添付して、これを当該申請等をすべき税関長に提出しなければなら
- は、期日を指定して当該延長された期限を延長するものとする。定により延長された申請等に関する期限までにその申請等をすることができないと認めるときた場合において、その提出をした者が法第四十三条第三項に規定する理由により同条第一項の規3 税関長は、前項の規定による書面(同項の規定により添付すべき書類を含む。)の提出があっ
- をすべき税関長に提出しなければならない。 者は、同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、当該理由を記載した書面を、当該申請等4 法第四十三条第四項の規定により同項に規定する申請等に関する期限の延長を求めようとする
- ができないと認めるときは、期日を指定して当該期限を延長するものとする。 三条第四項に規定する理由によりその者に係る申請等に関する期限までにその申請等をすること 税関長は、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした者が法第四十

(手数料の還付、軽減又は免除)

- ばならない。 載した書面に、次に掲げる書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなけれ、受けようとする者は、法の施行の日から二月を経過する日までに、同項の還付を受けたい旨を記第三十三条 法第四十四条第一項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を
- ことを証する書類 ことを証する書類 ことを証する書類とするのは第四十四条第一項に規定する手数料を納付した
- ることを証する書類原因となった同項に規定する許可等に係る貨物が同項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当すの、還付を受けようとする金額に相当する額の法第四十四条第一項に規定する手数料を納付した

3

- 第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。 たい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る貨物が同条第一項第一号又はむ。)又は第八十七条第三項に規定する申請書の提出の際に、法第四十四条第二項の免除を受けむ。)又は第八十七条第三項に規定する申請書の提出の際に、法第四十四条第二項の免除を受けようとする者は、関税法 2 法第四十四条第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法 3
- 第三十四条 法第四十五条第一項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を第三十四条 法第四十五条第一項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料に係る証明書類の愛付を受けたい旨、その証明書類に係る税関の事務の内容を記載した書面に、当該証明書類の交付された年月日及びの額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料に係る証明書類の愛付を受けたい旨、その証明書類の愛付を受けたい旨、その額に相当する金額の還付を関立した。
- 二号又は第三号に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る証明書類が同条第一項第一号、第施行令第八十八条第一項に規定する申請書の提出の際に、法第四十五条第二項の免除を受けたい2 法第四十五条第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法
- 第三十五条 法第四十六条の規定により同条に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする当該手類料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を金額の還付を受けようとする当該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を配て「保税蔵置場等」という。)に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当するいて「保税蔵置場等」という。)に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当するいて「保税蔵置場等」という。)に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額のに組当する金額の還付を受けよびよります。 法第四十六条の規定により同条に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けよければならない。
- 当該保税蔵置場等の名称及び所在地
- 一 当該保税蔵置場等の許可等に係る平成七年一月分以後の月分の手数料の納付額

- 責」という。 災により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積(同項において「損傷面三」当該保税蔵置場等の延べ面積(次項において「基準面積」という。)のうち阪神・淡路大震
- 生じている支障の程度 生じている支障の内容及び当該損傷のために業務の遂行に 当該保税蔵置場等の阪神・淡路大震災による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に

その他参考となるべき事項

2

- 和関長は、前項の規定による書面(同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項におれて同じ。)の提出があった場合において、その許可等に係る手数料に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に平成七年一月分の手数料の納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限る。)の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして関税定率法等の一部をら損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の終れて、手数料の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得上であるときは、同月分については、同月十七日から同月三十一日までの期間に相当する金額を還付するものとする。
- 当該申請者が納付すべき手数料の額から控除するものとする。申請者の申出があるときは、その金額をその還付の対象となる月分の翌月分以後の月分において、税関長は、前項の規定により還付する金額がある場合において、その還付を受けることとなる
- 路大震災により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積(同号において二)当該保税蔵置場等の延べ面積(次項第二号において「基準面積」という。)のうち阪神・淡一)当該保税蔵置場等の名称及び所在地
- 生じている支障の程度 当該保税蔵置場等の阪神・淡路大震災による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に「損傷面積」という。)
- 当該保税蔵置場等の損傷についての復旧の見通-
- その他参考となるべき事項

Ŧi.

- 税関長は、前項の規定による書面の提出があった場合において、その許可等に係る手数料の軽
 税関長は、前項の規定による書面の提出があった場合において、その許可等に係る手数料の軽
- める呆兑議置易等(全領) 阪神・淡路大震災により損傷したため業務の全部についてその遂行に支障が生じていると認っ 阪神・淡路大震災により損傷したため業務の全部についてその遂行に支障が生じていると認

二 阪神・淡路大震災により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認 適用する場合を含む。)又は旧手数料令第四条第一項各号若しくは第五条第一項各号に掲げる条第一項各号若しくは第三条第一項各号(同令第八条第一項第二号において製造工場について 延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額 損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして税関関係手数料令第二 める保税蔵置場等 当該保税蔵置場等の許可等に係る納付すべき手数料の額と、基準面積から

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(雑損控除の特例の適用に係る法附則第二条の更正の請求があった場合の徴収猶予の特例等)

第二条 平成六年分の所得税について法附則第二条の規定により国税通則法第二十三条第一項の更 正の請求をした者が、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正(当該更正の請求に基づ ては、当該更正通知書の送達があった日において、当該各号に定める事実が生じたものとみな 予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る第八条第一項各号に掲げる期間又は限度額につい 関する法律(以下「災害減免法」という。)第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶 の送達があった日において現に当該申請書に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に 地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書第六条において準用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税 政令(以下「災害減免令」という。)第四条第一項若しくは第三項(これらの規定を災害減免令 金等又は報酬等につき災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する 前に平成七年に支払を受けるべき第一条第一項第二号から第四号までに規定する給与等、公的年 係る国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書(以下「更正請求書」という。)の提出き、法第三条第一項の規定を適用する場合に限る。)を受けた場合において、当該更正の請求に

2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

3

条において準用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出する 項(これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第五条(災害減免令第六 路大震災による損失の金額が平成七年に生じたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三 適用を受けようとするものに限る。)の提出をした者は、その提出の日以後に、同項の阪神・淡 ことはできない 平成六年分の所得税について法附則第二条の規定による更正請求書(法第三条第一項の規定の

(災害減免法第二条の特例の適用に係る法附則第二条の更正の請求があった場合の徴収猶予の特

第三条 平成六年分の所得税について法附則第二条の規定により国税通則法第二十三条第一項の更 当該各号に定める事実が生じたものとみなす。 条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該更正通知書の送達があった日において、 第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る第八 第一項に規定する更正通知書の送達があった日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条 規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る国税通則法第二十八条 らの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条第一項に に規定する給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項(これ 求に係る更正請求書の提出前に平成七年に支払を受けるべき第一条第一項第二号から第四号まで 正の請求をした者が、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正(当該更正の請求に基づ 法第四十二条第一項の規定を適用する場合に限る。) を受けた場合において、当該更正の請

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

3 定の適用を受けようとするものに限る。)の提出をした者は、その提出の日以後に、同項の阪神・ 平成六年分の所得税について法附則第二条の規定による更正請求書(法第四十二条第一項の規

> 淡路大震災による被害を平成七年に受けたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項 において準用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出するこ (これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。)、第五条 (災害減免令第六条 とはできない。

(平成七年三月二七日政令第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る源泉徴収税額の還付

第二条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正す る法律(平成七年法律第四十八号。以下この条及び次条において「震災特例法改正法」という。) 提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合に 書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に <u>:</u>則第五条第一項の規定による還付の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求 当該書類を添付することを要しない。

請求者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)

第一項に規定する勤務先の名称及び所在地 請求者の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の二第一項又は第四条の三

三 当該還付に係る租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は同法第四 る金融機関の営業所等の名称及び所在地 条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄の受入れをしている同法第四条の二第一項に規定す

兀 びその徴収の年月日 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百八十一条の規定により徴収された所得税の額及

Ŧi. けたことにより生じたことについての事情の詳細 震災特例法改正法附則第五条第一項各号に掲げる事実が阪神・淡路大震災によって被害を受

六 その他参考となるべき事項

2 に掲げる還付金とみなす。 関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の規定の適用については、同令第二条第一号ュー震災特例法改正法附則第五条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第三条 法人(改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第四十八号)の施行の日前用については、同項中「翌日」とあるのは、「翌日(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関 という。) 第二十条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産に係る新令第十八条第五項の規定の 正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新法」 施行令(以下「新令」という。)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。) に終了した事業年度において取得をした買換資産については、同日)」とする。 係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第四十八号)の施行の日 年度をいう。以下同じ。)において取得又は建設若しくは製作をした震災特例法改正法による改 のこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に終了した事業年度(同項に規定する事業 適

2 法人の施行日前に終了した事業年度において譲渡をした新法第二十条第一項の表の各号の上欄 るのは、「開始の日(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 渡をした資産については、同日とし、」とする。 の一部を改正する法律(平成七年法律第四十八号)の施行の日前に終了した事業年度において譲 に掲げる資産に係る新令第十八条第十四項の規定の適用については、同項中「開始の日(」とあ

(平成七年三月三一日政令第一五八号) 抄

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に

別措置法第四十二条の八第六項」とあるのは「規定は」とする。 いては、同令第十六条第二項中「第四十二条の八まで及び第四十二条の九第一項」とあるのは 号に定める日の前日までの間における同令第十六条第二項及び第十九条第一項の規定の適用につ 度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、施行日から附則第一条第一 の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年 例に関する法律施行令第十六条第二項並びに第十九条第一項、第二項及び第七項の規定は、法人 「第四十二条の七まで及び第四十二条の八第一項」と、同令第十九条第一項中「規定は、租税特 前条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

この政令は、公布の日から施行する。附 則 (平成七年五月二二日政令 (平成七年五月二二日政令第二一二号)

則

(施行期日) (平成八年三月三一日政令第八三号) 抄

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する 附 則 (平成八年八月二三日政令第二四八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、 公営住宅法の一部を改正する法律の施行の日 (平成八年八月三十日) から施行す

この政令は、平成九年四月一日から施行する。 附則 則 (平成九年三月三一日政令第一一〇号) (平成九年三月三一日政令第一〇七号)

抄

(施行期日) 一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第

(施行期日) 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五五号) 抄

一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

第

(施行期日) (平成一〇年三月三一日政令第一〇八号)

抄

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する (阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に

伴う経過措置)

第三十条 改正法附則第二十条第四項の規定の適用を受ける法人に係る前条の規定による改正後の 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条第十九 よりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第四 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第二十条第四項の規定に 項の規定の適用については、同項中「第六十三条第四項」とあるのは「第六十三条第四項及び租 「同法第六十二条の三第九項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第九項」と

則 (平成一〇年三月三一日政令第一〇九号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(平成一〇年五月二七日政令第一八四号)

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)

一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

(平成一〇年五月二九日政令第一九三号)

抄

から施行する。

第

則

(平成一一年三月三一日政令第一二一号)

則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第二条 改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧法」という。)第十四条第一項の表 る法律(以下「新法」という。)第十四条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡につい 第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下「改正法」という。) という。)以後に行う租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 (以下「新令」という。)第十三条第六項の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」 の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。 て適用し、個人が施行日前に行った改正法第二条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第三条 改正法附則第四十二条第一項の規定によりその例によることとされる旧法第十六条の規定 第四項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする。 条第十二項」と、同条第二項中「第二十六条の二第二項」とあるのは「第二十六条の二第三項」 は「同条第十一項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「同条第八項」とあるのは「同 る法律施行令第十四条の二の規定の例による。この場合において、同条第一項中「第四十一条第 の適用については、改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 規定による改正前の」と、同条第三項中「第二十六条の二第三項」とあるのは「第二十六条の二 国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)第二条の と、「その者が」とあるのは「その者が租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る 七項及び第八項」とあるのは「第四十一条第十一項及び第十二項」と、「同条第七項」とあるの

2 に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、こ れを切り捨てる。)とする。 改正法附則第四十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号

の金額の総額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額 特例適用年が平成九年又は平成十年である場合 その年の計算基準日における住宅借入金等

二 特例適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める

イ 十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額 及び新再建住宅借入金等の金額から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額につき旧法第 平成十一年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が旧再建住宅借入金等の金額

額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額 金等の金額又は特例適用住宅借入金等の金額とから成る場合 当該住宅借入金等の金額の総 総額と平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十年居住分に係る他の住宅借入 平成十一年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の

ロ

場合には、五十万円) 金等の金額の総額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額と当該平成十 は、五千万円)の一パーセントに相当する金額との合計額(当該合計額が五十万円を超える 一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合に 総額及び平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当該再建住宅借入 平成十一年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金

二 平成十一年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の 借入金等の金額又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額とから成る場合 当該再 総額及び平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額と平成九年居住分に係る他の住宅 建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び当該

合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円) 定に準じて計算した金額と当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額 平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額につき旧法第十六条第一項各号の規 (当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額との

特例適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める

&び新再建住宅借入金等の金額から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額につき旧法第 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が旧再建住宅借入金等の金額

総額及び平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 及び新再建住宅借入金等の金額から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額につき旧 十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額 粒額及び平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 次に掲げる場合の区平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の

(ii)

分に応じ、それぞれ次に定める金額 額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額 の総額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金

(2) 定める金額を加えた金額とは出する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を

(i)

当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円

(ii) 残額の一パーセントに相当する金額との合計額 金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である

(3)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 (当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の○・五パーセントに相当する金額に、 当該住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額

(2)(i)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(ii) (2) (ii) に掲げる場合に該当する場合 (2) (ii) に定める金額に十万円を加えた

ら成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じて 総額と平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又は特例適用住宅借入金等の金額とか平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の 計算した金額

総額及び平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の 計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額との合計額 額と当該平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合 該再建住宅借入金等の金額の総額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じて計算した金 (当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円)

入金等の金額又は特例適用住宅借入金等の金額とから成る場合 次に掲げる場合の区分に応総額及び平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額と平成十年居住分に係る他の住宅借 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の それぞれ次に定める金額

(1) 総額、 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金 当該再建住宅借入金等の金額

> 等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借 入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

定める金額を加えた金額 超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を

金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の

円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金 額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額 金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 (当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の○・五パーセントに相当する金額に、 当該住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額

(2)(i)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(ii) (2) (ii) に掲げる場合に該当する場合 (2) (ii) に定める金額に十万円を加えた

額と当該平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合 平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額につきロの規定に準じて計算した金 総額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び平成十一年又は平成十二年居住分 (当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円) 計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額との合計 に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額

定に準じて計算した金額と当該平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額につき旧法第十六条第一項各号の規 する金額との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円) 総額、平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び平成十一年又は平成十二年居住分 金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当 に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額

係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万 計額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額と当該平成十二年居住分に ら成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合 総額、特例適用住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 五十万円) 円)の一パーセントに相当する金額との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額

計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる合 当該平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合 場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合 総額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十年居住分に係る他の住宅借入 金等の金額及び平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額 は、五十万円

- 金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額 金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の必額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金
- の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円 の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等
- 相当する金額との合計額相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の二パーセントにの金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等
- 一次の一次の一次の一次の一次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加い、一セントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加い、一セントに相当する金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円を超える場額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建任宅借入金等の金別、当該再建住宅借入金等の金別、当該再建任宅借入金等の金別、当該再建任宅目の金額の総額、当該平成九年を担いる。
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- を負 (2)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii)に定める金額に十万円を加えた
- 計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円)
 一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成十二年居住分に係るをの金額のです。平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の、平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の、
- (1) 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一パーセント当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額のニパーセントに相衝及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅に相当する金額との合計額が発売の金額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅
- 応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 おび子れぞれ次に定める金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金
- 千万円以上である場合 二十万円() 当該再建住宅借入金等の金額の合計額が
- 合計領万円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の二パーセントに相当する金額と千千万円未満である場合(当該千万円未満である場の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が、

- (3) 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額が二千万円)の○・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額で相当なり、当該特別適用住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円(3) 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2) (ii) に掲げる場合に該当する場合 (2) (ii) に定める金額に十万円を加えた
- 、 平成十二年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の経額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、特例適用住宅借入金等の金額との住宅借入金等の金額、特例適用住宅借入金等の金額とび平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の正は、五十万円)
- 額の一パーセントに相当する金額との合計額 ニパーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額の給額、当該平成十額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の経額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該再建住宅借入金等の金額のの住宅借入金等の金額の一パーセントに相当する金額との合計額が出版。
- 金額とおいる金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えたセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パー銀、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、当該平建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金
- 円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額のど当該特別適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円 金額及び当該特別適用住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の

額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 というでは、次に掲げる場合の区分超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額、当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金

- (i) (2)(i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- 金額(正)(5)に掲げる場合に該当する場合(5)(ii)に定める金額に十万円を加えた(5)(5)に掲げる場合に該当する場合(5)(ci)に定める金額に十万円を加えた
- 金額 特例適用年が平成十三年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める
- 十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額及び新再建住宅借入金等の金額から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額につき旧法第イ 平成十三年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が旧再建住宅借入金等の金額
- げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額総額及び平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 次に掲率成十三年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の
- 借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額の総額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額
- 定める金額を加えた金額 超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を
- 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した(i) 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である
- 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、(3)当該住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- と頃 (2)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii)に定める金額に十万円を加えた□ (2)
- 和当する金額との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円) に等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じ成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額につき旧法第十六条第一項各号の規定に準じ総額及び平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から、平成十三年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の
- 、 「は、ことの一直に関する。このでは、ことのでは こと ことのでは、ことのでは ことのでは、ことのでは ことのでは、ことの ことのでは、こ
- 宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額① 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住

- 等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金の二パーセントに相当する金額と当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金額を
- 金額を加えた金額金額を加えた金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合(当該千万円を超える)。当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住)。当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住
- 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した、当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合(当該千万円未満である)
- る場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額額が千万円を超える場合には、千万円)の○・五パーセントに相当する金額に、次に掲げ宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合「当該二千万円を超える金額(当該金宝情入金等の金額の絵額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住」当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (5)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (5)(ii)に定める金額に十万円を加えた(5)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (6)(ii)に定める金額に十万円を加えた
- 等の金額から成る場合(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額総額、平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び特例適用住宅借入金平成十三年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の
- 相当する金額との合計額該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当の総額及び当該特別適用住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と額(当該住宅借入金等の金額)当該住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合(当該再建住宅借入金等の金額)
- 定める金額を加えた金額超える金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に避える金額の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を
- 千万円以上である場合 二十万円() 当該再建住宅借入金等の金額の合計額が
- 合計額万円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の二パーセントに相当する金額と千千万円未満である場合(当該千万円未満である金額のごパーセントに相当する金額と千(当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が
- 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、3 当該住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii)に定める金額に十万円を加えた
- 入金等の金額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入総額、特例適用住宅借入金等の金額及び平成十二年又は平成十三年居住分に係る他の住宅借ト 平成十三年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の

- ・ 1977年 19
- 額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額 借入金等の金額の合計額の合計額の上では平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅
- 合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額下である場合。当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場件入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以②。当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅
- 千万円以上である場合 二十万円 当該再建住宅借入金等の金額の合計額が
- 合計額の計額である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の二パーセントに相当する金額と千千万円未満である場合(当該千万円未満である金額のごは、当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が、
- 金額 という では、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えたセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円と超える場合借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅
- (2)(i)に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- stē (5)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (5)(ii)に定める金額に十万円を加えた
- 平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額及び新再建住宅借入金等の金額から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額につき旧法第7 平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が旧再建住宅借入金等の金額
- の総額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額等の金額とから成る場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額総額と平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又は特例適用住宅借入金の金額と平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の

- 金額との合計額借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当するのでの金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する
- 定める金額を加えた金額超える金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に設立をできるの金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を
- 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した、当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合(当該千万円未満である
- 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、) 当該住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- 全頁(2)(ii) に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii) に定める金額に十万円を加えた
- 万円を超える場合には、五十万円) 万円を超える場合には、五十万円) 万円を超える場合には、五十万円)の一パーセントに相当するの合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当するの合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当するの合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当するの合計額(当該合計額が五千万円を超える場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額(当該合計額が五十一年、平成十三年又は平成十三年又は平成十三年とは平成十三年の十三年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の
- 等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合。当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住
- 金額を加えた金額金額を加えた金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じる場合の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住金額を加えた金額の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住金額を加えた金額の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住金額を加えた金額
-) 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した(ii) 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である
- 宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金 | ③ 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住 |

)(5)(1)に易ずら易介に依有しら易介してより。 る場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 額が千万円を超える場合には、千万円)の○・五パーセントに相当する金額に、次に掲げ

- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- ◆領(2)(ii) に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii) に定める金額に十万円を加えた(ⅰ)(2)(ii)に
- 個との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係総額、特例適用住宅借入金等の金額及び平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の本額との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円)
- 金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額万円を超え二千万円以下である場合。当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する②。当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千
- (i) 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した。 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である
- に定める金額を加えた金額千万円の○・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、3)当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が二
- (2)(i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(i)

- を頁((ii)に掲げる場合に該当する場合(5)(ii)に定める金額に十万円を加えた
- へ 平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額のへ 平成十四年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当ら成る場合 当該平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額(当該合計額が自動を額の金額の出版)の一の一では、五十万円を超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円)の一では、五十万円を超える場合には、五十万円)の一では、五十万円と超える場合には、五十万円)の一では、五十万円と超える場合には、五十万円)の一では、五十万円を超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円を超える場合には、五十万円を超える場合には、五十万円を超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円と超える場合には、五十万円と対して、五十万円とは、五十万円とは、五十万円とは、五十万円といる。
- 額の一パーセントに相当する金額との合計額 が一パーセントに相当する金額との合計額 が一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計 当該再建住宅借入金等の金額の総額のニパーセントに相当する金額と当該平成九年又は平借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅
- 合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額下である場合。当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以②。当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅

- i) 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した。 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である
- 金額とおいるのでは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えたセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円を超える場合借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合の住宅では、当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(ii)

- (5)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (5)(ii)に定める金額に十万円を加えた(5)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (5)(ii)に定める金額に十万円を加えた
- [4] 特例適用年が平成十五年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める
- 十六条第一項各号の規定に準じて計算した金額及び新再建住宅借入金等の金額の総額につき旧法第及び新再建住宅借入金等の金額から成る場合。当該住宅借入金等の金額の総額が旧再建住宅借入金等の金額、額、額、額、額
- ら成る場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額総額と平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又は特例適用住宅借入金等の金額とか 中 平成十五年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の
- 計額の総額の二パーセントに相当する金額との金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合額及び当該特例適用住宅借入金等の金額と当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額
- 定める金額を加えた金額超える金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に当該住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を
- 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した。当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合。当該千万円未満である
- 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、)当該住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2)(ii) に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii) に定める金額に十万円を加えた
- 成十四年又は平成十五年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千条第一項各号の規定に準じて計算した金額と当該平成十一年、平成十二年、平成十三年、平の住宅借入金等の金額から成る場合。当該再建住宅借入金等の金額の総額につき旧法第十六総額及び平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る他へ、平成十五年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の

が五十万円を超える場合には、五十万円) 万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額との合計額 (当該合計

額

- 入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセン平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当該総額、平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額及び平成十一年、平成十二年、平成十二年、平成十二年、平成十五年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の 合計額が五十万円を超える場合には、五十万円) トに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額(当該
- (1) セントに相当する金額との合計額 トに相当する金額と当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一パー金額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額のニパーセン 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の
- 金額 セントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パー 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の
- (i) 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額 金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である
- に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の
- (2)(i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2) (ii) に掲げる場合に該当する場合 (2) (ii) に定める金額に十万円を加えた
- 応じそれぞれ次に定める金額との合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に十四年又は平成十五年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万 年居住分に係る他の住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成十二年、平成十三年、平成総額、特例適用住宅借入金等の金額及び平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五平成十五年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の
- (2) (1) と当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額 万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千 3
- 金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する
- 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- (ii) (i) 残額の一パーセントに相当する金額との合計額金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である

- 千万円)の○・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次 千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、 に定める金額を加えた金額 当該再建住宅借入金等の金額の総額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が二
- (2) (i) に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2) (ii) に掲げる場合に該当する場合 (2) (ii) に定める金額に十万円を加えた
- ら成る場合 当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る他の住 成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る他の住宅借入金等の金額か (当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円) セントに相当する金額と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計 宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パー 総額、平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、特例適用住宅借入金等の金額及び平 平成十五年の計算基準日における住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額
- る金額との合計額 宅借入金等の金額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当す 借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額と当該平成十年居住分に係る他の住 額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金
- 応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に 額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金
- 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円以上である場合 二十万円
- 残額の一パーセントに相当する金額との合計額 金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した 当該再建住宅借入金等の金額の総額が千万円未満である場合 当該千万円未満である
- を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当 額及び当該特例適用住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 する金額に、 当該再建住宅借入金等の金額の総額、当該平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額 当該二千万円
- (2)(i)に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2) (ii) に掲げる場合に該当する場合 (2) (ii) に定める金額に十万円を加えた
- 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 この項において「他の住宅取得等」という。)をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定 定する住宅の再取得等若しくは改正法附則第四十二条第三項に規定する他の住宅取得等(以下 特例適用年 改正法附則第四十二条第二項に規定する特例適用年をいう。 十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は旧法第十六条第一項に規

ができなくなった日の属する年にあっては、これらの日)をいう。

する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供すること

三項に規定する他の住宅借入金等(以下この項において「他の住宅借入金等」という。) 額の合計額を加えた金額をいう。 旧再建住宅借入金等の金額の合計額に改正法附則第四十二条第 の金

金額(旧法第十六条第一項の規定の適用を受けるものに限る。)をいう。 旧再建住宅借入金等の金額(改正法附則第四十二条第二項に規定する旧再建住宅借入金等の

新再建住宅借入金等の金額 改正法附則第四十二条第三項に規定する新再建住宅借入金等の

の金額の合計額を加えた金額をいう。 再建住宅借入金等の金額の総額 旧再建住宅借入金等の金額の合計額に新再建住宅借入金等

平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 その租税特別措置法第四十一条第一項に規

係る他の住宅借入金等の金額をいう。 定する居住年(以下この項において「居住年」という。)が平成九年である他の住宅取得等に

等に係る他の住宅借入金等の金額をいう。 平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 その居住年が平成十年である他の住宅取得

の金額をいう。 特例適用住宅借入金等の金額 改正法附則第十八条第三項に規定する特例適用住宅借入金等

取得等に係る他の住宅借入金等の金額(新再建住宅借入金等の金額及び特例適用住宅借入金等- 平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 その居住年が平成十一年である他の住宅 の金額を除く。)をいう。

十二 平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 その居住年が平成十二年である他の住 十一 平成十一年又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 平成十一年居住分に係 る他の住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額をいう。

十三 平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 平成九年居住分に係る他の 住宅借入金等の金額又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額をいう。 宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額(新再建住宅借入金等の金額を除く。)をいう。

十四 平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 平成十一 借入金等の金額を除く。以下この項において「平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金 額」という。)をいう。 はその居住年が平成十三年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額(新再建住宅 年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又

十五 平成十二年又は平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 平成十二年居住分に係 る他の住宅借入金等の金額又は平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額をいう。 ある他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額(以下この項において「平成十四年居住分 金等の金額、平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成十四年で 平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十二年居住分に係る他の住宅借入平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る他の住宅借入金等の金

十七 平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る他の住宅借入金等の金額 平成十二 年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又 は平成十四年居住分に係る他の住宅借入金等の金額をいう。 に係る他の住宅借入金等の金額」という。)をいう。

他の住宅借入金等の金額、平成十三年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十四年居住借入金等の金額。平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十二年居住分に係る いう。)をいう。 の住宅借入金等の金額(次号において「平成十五年居住分に係る他の住宅借入金等の金額」と 分に係る他の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成十五年である他の住宅取得等に係る他 平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る他の住宅

平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額、平成十三年居住分に係る他の住宅借入平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る他の住宅借入金等の金

金等の金額、平成十四年居住分に係る他の住宅借入金等の金額又は平成十五年居住分に係る他

(被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第四条 新令第十六条第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八 正前の租税特別措置法第四十二条の四第二項から第四項までの規定並びに租税特別措置法」とす の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)第一条の規定による改 四十二条の十の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律 税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例に ける同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十の規定並びに同法」とあるのは、「第 よる。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度にお 号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第五条 新令第十八条第十三項の規定は、法人が施行日以後に行う新法第二十条第一項の表の 号及び第二号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った は、なお従前の例による。 旧法第二十条第一項の表の第一号及び第二号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について

則 (平成一一年六月二三日政令第二〇四号)

抄

(施行期日) 附

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する

附 則 (平成一一年八月一八日政令第二五六号) 抄

|第一条 この政令は、都市基盤整備公団法 (施行期日) 年十月一日)から施行する。 (以下「公団法」という。) の一部の施行の 日 (平成十

伴う経過措置) (阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に

第五条 施行日前に住宅・都市整備公団から取得した共同家屋は、都市基盤整備公団から取得した 共同家屋とみなして、この政令による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律施行令第九条第一項及び第十五条第一項の規定を適用する

附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二七〇号)

抄

抄

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。 附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二七二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する 附

(施行期日) 則 (平成一一年九月二〇日政令第二七六号) 抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法 年十月一日)から施行する。 (以下「法」という。) 0) 部の施行の Ħ (平成十一

附 則 (平成一一年九月二九日政令第三一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一 十一年十月一日)から施行する 号 の施行の Ħ (平成

施行期日 附 則 (平成一二年三月三一日政令第一四九号) 抄

一条 この 政令は、平成十二年四月一日から施行する。 抄

第

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一三年一月三一日政令第二一号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する 則 (平成一三年三月三〇日政令第一四二号)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項の改正規定、第 十八条の改正規定及び第二十九条第三項第三号の改正規定(「第二条第十一号」を「第二条第十 二号」に改める部分に限る。)並びに次条の規定は、同年三月三十一日から施行する。 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第二条 改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 を改正する政令(平成十三年政令第百四十一号。以下この条において「租税特別措置改正令」と 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同 ついては、なお従前の例による。 旧令第十八条第十三項に規定する土地若しくは土地の上に存する権利又は建物若しくは構築物に 行令第三十九条の七第三十六項第一号又は第三号に規定する合併又は特定出資により受け入れた う。)第十八条第十三項において準用する租税特別措置改正令による改正前の租税特別措置法施 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下この条において「旧令」とい 又は建物若しくは構築物について適用し、法人が同日前に行われた改正前の阪神・淡路大震災の 合併等により移転を受ける新令第十八条第十九項に規定する土地若しくは土地の上に存する権利 いう。)による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十五項第一号に規定する適格 じ。)が平成十三年四月一日以後に行われる同項において準用する租税特別措置法施行令の一部 (以下この条において「新令」という。) 第十八条第十九項の規定は、法人(法人税法(昭和四十

(平成一三年三月三一日政令第一五三号)

抄

一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する (平成一四年三月三一日政令第一〇六号)

第

(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 則 (平成一四年八月一日政令第二七一号)

抄

第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する (施行期日)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令 令(以下「新租税特別措置法施行令」という。)の規定、第三条の規定による改正後の阪神・淡 よる清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所 する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)に る計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対 する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了す 十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了 十四年法律第七十九号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の法人税法(以下 年政令第百四十一号)附則第二十一条の規定は、法人(法人税法等の一部を改正する法律(平成 の規定及び第九条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十三 よる改正後の法人税法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第百三十五号)附則第七条 路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の規定、第八条の規定に (以下「新法人税法施行令」という。) の規定、第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行 「新法人税法」という。)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成 (法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則)

> 得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同 業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法 託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事 じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受 税については、なお従前の例による。

(平成一五年三月三一日政令第一四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。 (連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成十八年十 二月三十一日前に終了する所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第十三条 項の規定を適用する。 日の前日を含む連結事業年度においては、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十一条 の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 十二第一項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、新法第二十六条の六第十一 (以下「新法」という。)第二十六条の六第十一項に規定する完全支配関係を有することとなった

(平成一六年三月三一日政令第一〇六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。 当該

第九条第一項第四号イの改正規定及び第十五条第一項第四号イの改正規定 平成十六年七月

第三十条第一項第一号の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置) 関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の施行の日

第二条 居住者が、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十 平成十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例によ 用年」という。)が平成十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適適用を受けようとする同法第十六条第一項に規定する特例適用年(以下この条において「特例適 律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項及び第二項の規定の適用については、その という。)の金額を有する場合における改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法 用し、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合における特例適用年 六条第三項に規定する再建住宅借入金等の金額(以下この条において「再建住宅借入金等の金 額」という。)及び同項に規定する他の住宅借入金等(以下この条において「他の住宅借入金等」 る。

附 (平成一八年三月三一日政令第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。 当該

一から五まで 略

三十九条の百九の二」を「第三十九条の百九の三」に改める部分に限る。)、第二十二条第八項 十五の三第十一項の表第六十二条の三第九項の項の改正規定(「第六十五条の十五」を「第六 二十五条の七の三の次に一条を加える改正規定、第三十九条の十の改正規定、第三十九条の三 の改正規定、第二十四条の四第一項及び第二十四条の五第七項の改正規定、第二章第八節中第 十六条」に改める部分に限る。)、同条第十四項の表第六十三条第四項の項の改正規定(「、第 六十五条の七から第六十五条の十五まで若しくは第六十六条」を「若しくは第六十五条の七 目次の改正規定(「第二十五条の七の三」を「第二十五条の七の四」に改める部分及び「第 カゝ

るための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)の施行の日の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十二条の規定(国有財産の効率的な活用を推進すら第六十六条まで」に改める部分に限る。)並びに第三章第二十二節中第三十九条の百九の二

以 (平成一九年三月三〇日政令第九三号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

2

居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下「改正法」と居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下「改正法」と居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下「改正法」と居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二位)とする同項の住宅借入金等の金額及び同項に規定する時例適用年が平成二十年以後の各年に係る同項の住宅借入金等の金額を有する場合におけるの臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定するの臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定するの臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定するの臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定するの臨時特別に関する法律第十六条第三項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有する場合におけるの臨時特例に関する法律第二十年以後のを年に係る同項の住宅借入金等特別税額については、なお従前の例による。

則 (平成二一年三月三一日政令第一〇九号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

則 (平成二二年三月三一日政令第五八号)

抄

該各号に定める日から施行する。 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当(施行期日)

から三まで 略

第十七条第六項及び第七項、 四号及び第二十六条の七の二第九項第四号の改正規定並びに附則第五条、第七条、第十四条: 第二十六条の改正規定、同令第二十六条の四の改正規定並びに同令第二十六条の七第十二項第 部分に限る。)、同項第五号の改正規定、同項第六号の改正規定、同項第七号の改正規定、同令 第四号」を「第二十五条の十四の二第五項第三号」に改める部分及び同号を同項第三号とする 四の二第五項第三号を削る改正規定、同項第四号の改正規定(「第二十五条の十四の二第五項 同項第五号の改正規定、同項第六号の改正規定、同項第七号の改正規定、同令第二十五条の十 五項第三号を削る改正規定、同項第四号の改正規定(「第二十五条の十四第十五項第四号」を を「第六項」に改める部分を除く。)、同条第十三項第二号の改正規定、同条第二十項の改正規 の十の二第一項の改正規定(同項中「第百六十七条の七第三項から第五項までの規定の」を 八項第二号の改正規定、同令第二十五条の九及び第二十五条の十の改正規定、同令第二十五条 規定、同令第四条の六の二の改正規定、同令第十九条の二の改正規定、同令第二十五条の八第 (「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。)、同令第二十五条の十四第十 定(「第五項」を「第六項」に改める部分を除く。)、同条第二十二項を削る改正規定、同条第 「第二十五条の十四第十五項第三号」に改める部分及び同号を同項第三号とする部分に限る。)、 一十三項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同令第二十五条の十の十二の改正規定 第百六十七条の七第三項から第六項までの規定の」に改める部分及び同項第二号中「第五項 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第一項の改正規定、同令第四条の六第一項の改正 第五十二条並びに第五十八条の規定 平成二十三年一月一日